

**「電気通信事業分野における競争状況の評価2010（案）」  
 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

別紙2

「意見」で引用している評価結果のページは、意見招請時の評価結果（案）のページ。

**総論**

頁	意 見	総務省の考え方
	<p><b>【意見】</b>                      総論</p> <p>『「光の道」構想実現に向けて（2010年12月）』で言及された「3年後の包括的な検証」に向け、現在、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、毎年度の継続的な検証を有効なものとするため、競争セーフガード制度の在り方や競争評価制度の活用について検討が進められているところです。</p> <p>包括的な検証が行われるまでの3年間、規制の遵守状況、市場の競争状況等に関する検証を有効なものとするためには、NTTグループの総合的な市場支配力の存在・行使について、より適切かつ客観的に評価するよう競争評価制度を見直す必要があると考えます。その上で、透明性を高めた競争セーフガード制度と連携してNTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保の状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p> <p>適切な運用によって政策に資するよう、競争評価制度を活用していただきたいと考えます。</p> <p align="right"><b>【KDDI株式会社】</b></p>	<p>来年度以降の競争評価については第3編「今後の競争評価の在り方」P8にあるとおり、競争セーフガードとの連携強化を図っていくこととしています。</p> <p>なお、競争評価の具体的な見直しに関するご意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p><b>【意見】</b></p> <p>1. 市場支配力の「存在」と「行使」</p> <p>本評価結果案においては、市場支配力が「存在」した場合でも、各種規制等が適用されていることを以って、市場支配力が「行使」される可能性が低いという評価がなされ、「存在」と「行使」を分けた評価方法が継続されています。</p> <p>しかしながら、弊社共がこれまでの競争評価制度（以下、「本制度」という。）で述べてきたように、実際の市場において、市場支配力が「存在」する場合、能動的な「行使」が行われなく</p>	<p>市場支配力の「存在」と「行使」の関係については様々な議論があるものと認識していますが、総務省が実施する競争評価については、対象である電気通信事業の特性（自然独占性、市場変化や技術革新の早さ等）を踏まえ、まず市場支配力の「存在」</p>

	<p>とも、その「存在」自体が市場に対して潜在的な影響を与え、競争事業者の参入意欲を削ぐ等の競争阻害的事象の要因になり得ていると考えます。従って、「存在」と「行使」を分けて行う評価は適切でなく、市場支配力の「存在」＝「行使」と捉える独占禁止法の考えを踏襲し、市場支配力の「存在」をより重視した上で評価を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>を市場シェアや市場集中度等に基づいて評価し、これに制度やルールの存在等を総合的に勘案することにより、最終的に市場支配力の「行使」についての評価を行っており、市場支配力が「行使」され得るような状況が生じているか否かの評価が重要であると考えています。</p> <p>このため、市場支配力を有する事業者が市場に対し影響を与え得るか否かについては、市場支配力の「行使」の可能性を評価することで判断されるべきものと考えます。</p>
	<p>2. HHIの算出</p> <p>HHIについては、例年通り、個別企業毎のシェアをもとに算出されていますが、NTTグループの市場支配力を正確に評価するためには、NTTグループを一体として算出すべきと考えます。一例として、中継電話市場（市内）において、個別企業毎に算出したHHIは2,228ですが、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT東西」という。）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿を1グループとして算出したHHIは約2倍強の5,697※1となり、NTTグループとしての市場支配力の影響がより懸念されるレベルとして現れ、市場における評価は一変するものと考えます。市場における競争状況をより精緻に評価するためにも、総務省殿においては、個別企業毎のHHI算出に加えて、グループ企業単位でのHHI算出も行った上で、各市場の評価・分析を行うべきと考えます。</p> <p>※1 本評価結果案のNTT東西殿（NTT加入電話部分）、NTT東西殿（OABJ-IP電話）及びNTTコミュニケーションズ殿（OABJ-IP電話含む）を合算し、NTTグループシェアを74.2%とし、KDDI殿13.0%、弊社4.8%を基にHHIを算出。</p>	<p>中継電話市場のHHIについては、NTT東西については1社として算出していますが、NTTコミュニケーションズについては、持株会社を通じた資本関係がある一方で、地理的市場が重なることを勘案し、別に算出することとしています。</p>

	【ソフトバンクグループ】	
	<p>3. FTTH市場の重点的な分析・評価</p> <p>本評価結果案における今後の注視事項の中で、「FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性」が示されていますが、メタルから光へのマイグレーションが加速する中、FTTH市場がブロードバンド市場の中心的な存在となっていること、その一方で当該市場におけるNTT東西のシェアが設備ベースで77.2%、契約ベースで74.4%（2011年3月末時点）と独占状態にあることは既に明らかとなっており、こうした有効競争が機能しない危機的状況にあることに鑑みれば、可及的速やかに当該市場における競争促進策を導入すべきです。具体的には、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会等において各種提案がなされている、分岐端末回線接続、GC接続、ラインシェアリング、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等のアンバンドルメニューの導入等を早期に実現すべきと考えます。</p>	<p>個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
	【ソフトバンクグループ】	

## I 固定電話領域

頁	意 見	総務省の考え方
4	<p>【総務省案】</p> <p>第2章 固定電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 要旨</p> <p>2. 市場支配力に関しては、NTT東西は契約数における高いシェアに加え、不可欠設備を保有していることから（設備面で見たメタル回線の設備シェアは99.9%、光ファイバの設備シェアは77.2%）NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価。</p> <p>しかし、第一種指定電気通信設備に係る規制やルールが存在により市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT西日本による接続情報の漏洩事案が発生した事実、設備利用に関する手続等を通じたN</p>	<p>市場支配力に関しては、市場の規模（契約数）の動向や市場シェア、利用者料金や接続料の推移、接続ルール等の規制の存在等を踏まえて総合的に分析・評価を行っているところですが、「NTT東西の料金が高止まりしている」とのご指摘については、具体的な影響の程度などが明確でないため受け入れることはできないものの、来年度以降の競争評価において、FTTH市場の動向につい</p>

	<p>ＴＴ東・西による影響を被る可能性の存在、また、総務省案にも記述されているとおり縮小傾向の市場でありながら依然としてシェアの高いＮＴＴ東・西の料金が高止まりしているという現状等に鑑みると、現実には、ＮＴＴ東・西に対する現行の規制やルールは十分に機能しておらず「市場支配力を行使する可能性は低い」とは到底言えません。</p> <p>このことから、固定電話市場については、ＮＴＴ東・西の市場支配力の評価を「行使している」と修正すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ＫＤＤＩ株式会社】</p>	<p>て幅広い観点から可能な限り把握するとともに、より詳細な分析を行うことが必要と考えており、今後注視して参ります。</p> <p>なお、ＮＴＴ東西については、ご指摘の事案発生への対応も含め、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る実効性を確保するための措置等を盛り込んだ電気通信事業法等の改正法が１１年６月１日に公布されており、同法の適切な運用を図っていくこととしています。</p>
<p>16</p>	<p>第２章 固定電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第１節主要指標の分析 (3) 料金</p> <p>【総務省案】</p> <p>(ロ) 新型直収電話サービスを提供するにはＮＴＴ東西の未利用のメタル加入者回線（いわゆるドライカップ）を利用することが必要であり、競争事業者はＮＴＴ東西に対してドライカップの接続料を支払う。</p> <p>(ハ) また、ＮＴＴ東西の未利用の光ファイバ（いわゆるダークファイバ）を利用してＯＡＢＪ－ＩＰ電話を提供するという接続形態もあり、この場合、競争事業者はＮＴＴ東西に対してダークファイバの接続料を支払う。</p> <p>(ニ) 代表的な事例として、前者の新型直収電話に関するドライカップの接続料の推移を見ると、ここ数年上昇傾向にあったが、１１年度は低下している（図表Ⅰ－１４）。</p> <p>また、後者のダークファイバの接続料の推移を見ると１１年度より低下している（図表</p>	<p>接続料の推移に関する実態をより精緻化すべきとのご指摘と解しますが、本記述の修正をもって評価結果に影響を与えるものではないことから、参考意見として取り扱わせて頂きます。</p>

I-15)。

**【意見】**

NTT 東西のダークファイバの接続料については、当社のシェアドアクセス（主端末回線）は 07 年度から、シングルスターは 08 年度から低廉化しており、また、シェアドアクセス（分岐端末回線）についても、04 年度から低廉化していることから、下記のとおり修正していただきたいと考えます。

また、あわせて、【図表 I-15 ダークファイバ接続料の推移】（P17）についても、下表のとおり修正していただきたいと考えます。

（修正案）

（ロ） 新型直収電話サービスを提供するには NTT 東西の未利用のメタル加入者回線（いわゆるドライカップ）を利用することが必要であり、競争事業者は NTT 東西に対してドライカップの接続料を支払う。

（ハ） また、NTT 東西の未利用の光ファイバ（いわゆるダークファイバ）を利用して OABJ-IP 電話を提供するという接続形態もあり、この場合、競争事業者は NTT 東西に対してダークファイバの接続料を支払う。

（二） 代表的な事例として、前者の新型直収電話に関するドライカップの接続料の推移を見ると、ここ数年上昇傾向にあったが、11 年度は低廉化している（図表 I-14）。

また、ダークファイバの接続料の推移を見ると、NTT 東西のシェアドアクセスについては、主端末回線は 07 年度から、分岐端末回線は 04 年度から、シングルスターについては 08 年度から低廉化しており、11 年度以降も低廉化傾向にある。

	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
東日本(シングルスター)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,610	4,610	4,610	4,194	3,568	3,380	
西日本(シングルスター)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,932	4,932	4,932	4,784	4,578	3,426	
東日本 (シェアドアクセス)	主端末回線	5,044	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	3,155	2,982
	分岐端末回線	613	763	763	562	526	511	486	426	408	350	310	-	-
西日本 (シェアドアクセス)	主端末回線	5,044	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,955	3,010
	分岐端末回線	613	763	763	568	543	520	513	451	433	382	354	-	-

【東日本電信電話株式会社】

16

第2章 固定電話領域における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価

(1) 市場支配力の存在

【総務省案】

- (ロ) 新型直収電話サービスを提供するにはN T T東西の未利用のメタル加入者回線（いわゆるドライカップ）を利用することが必要であり、競争事業者はN T T東西に対してドライカップの接続料を支払う。
- (ハ) また、N T T東西の未利用の光ファイバ（いわゆるダークファイバ）を利用してO A B J - I P電話を提供するという接続形態もあり、この場合、競争事業者はN T T東西に対してダークファイバの接続料を支払う。
- (二) 代表的な事例として、前者の新型直収電話に関するドライカップの接続料の推移を見ると、ここ数年上昇傾向にあったが、11年度は低下している（図表I-14）。また、後者のダークファイバの接続料推移を見ると11年度より低下している（図表I-15）。

【意見】

- ・N T T東西のダークファイバの接続料については、当社のシェアドアクセス（主端末回線）は07年度から、シングルスターは08年度から低下しており、また、シェアドアクセス（分岐端末回線）についても、04年度から低下しています。
- ・したがって、「ダークファイバの接続料の推移を見ると11年度より低下している」という表現については、「N T T東西のシェアドアクセスについては、主端末回線は07年度から、

接続料の推移に関する実態をより精緻化すべきとのご指摘と解しますが、本記述の修正をもって評価結果に影響を与えるものではないことから、参考意見として取り扱わせて頂きます。

分岐端末回線は04年度から、シングルスターについては08年度から低下しており、11年度以降も低下傾向にある。」に修正いただきたいと思います。

- ・また、あわせて、【図表I-15 ダークファイバ接続料の推移】(P17)についても、下表のとおり修正していただきたいと思います

	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度
東日本(シングルスター)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,610	4,610	4,610	4,194	3,568	3,380
西日本(シングルスター)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,932	4,932	4,932	4,784	4,578	3,426
東日本 (シェアドアクセス)	主端末回線	5,044	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	2,982
	分岐端末回線	613	763	763	562	526	511	486	426	408	350	310	-
西日本 (シェアドアクセス)	主端末回線	5,044	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,955
	分岐端末回線	613	763	763	568	543	520	513	451	433	382	354	-

【西日本電信電話株式会社】

18-20

1. NTT東西の市場支配力の固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジ等
- 固定電話市場において、「NTT東西単独での市場支配力が強く存在する」との評価に賛同いたします。
  - 一方で、以下の点を踏まえると、「固定電話市場におけるNTT東西の市場支配力のブロードバンド市場へのレバレッジの懸念がある」との評価は適当ではなく、「固定電話市場におけるNTT東西の市場支配力のブロードバンド市場へのレバレッジが既に存在し、それによりブロードバンド市場での市場支配力を高めるとともに、固定電話市場での市場支配力の維持にも繋がっている」と評価することが適当と考えます。
    - ・加入電話を独占的に提供してきたことにより醸成されたNTTブランドイメージが、消費者のフレッツ光選択に影響を与えている
    - ・規制適用のないNTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・ADSLユーザをターゲットとした電話でのフレッツ光の勧誘が、引続き散見され、加入電話の加入者情報や接続情報の流用の疑念が拭いきれない

固定電話市場におけるNTT東西の単独での市場支配力に関する評価については、基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。

一方、この評価に関するご指摘の点については、具体的な影響の程度などが明確でないため受け入れることはできないものの、来年度以降の競争評価において、FTH市場の動向について幅広い観点から可能な限り把握するとともに、より詳細な分析を行うことが必要と考えており、今後注視して参ります。

	<p>・ブロードバンド市場へのレバレッジが、フレッツ光とセット販売されているひかり電話の加入促進に繋がり、結果して、加入電話とひかり電話の両方でもって、固定電話市場でのNTT東西の市場支配力を維持している</p> <p>■特に、NTT東西自らが推進するPSTNからIP網へのマイグレーションにより、PSTNで提供されている加入電話の独占性がフレッツ光やひかり電話に継承されることが懸念されるため、今後一層の注視が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>なお、NTT東西については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る実効性を確保するための措置等を盛り込んだ電気通信事業法等の改正法が11年6月1日に公布されており、同法の適切な運用を図っていくこととしています。</p>
18	<p>第2章 固定電話領域における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、10年度における固定電話市場（NTT東西加入電話、直収電話、CATV電話及びOABJ-IP電話）においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 固定電話市場においては全体の市場の規模（契約数）が減少傾向にあるが、NTT東西加入電話、直収電話が減少、CATV電話が横ばいとなる一方、光ファイバを用いるOABJ-IP電話の契約数は増加傾向にある。</li> <li>2) このような中、固定電話市場におけるNTT東西の市場シェアは近年減少傾向にあるものの、11年3月末時点で80.8%となっており、他の競争事業者のシェアとの差は大きく（HHIの値は6,643）、依然として市場において大きな存在である。</li> <li>3) また、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中、NTT東西は設備面でも、11年3月末時点でメタル回線数における設備シェアは99.9%、また、光ファイバ回線数におけるシェアを見ると77.2%となっており、大きなシェアを占めている。</li> <li>4) このため、競争事業者がサービスを提供する際、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に関する各種手続等を通じてNTT東西は他の競争事</li> </ol>	<p>競争評価においては、市場支配力について、「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採用しています。</p> <p>当該部分は市場支配力の「存在」についての記述であり、ご指摘のような制度、ルールが存在等を踏まえた市場支配力の「行使」の可能性について評価しているものではありません。</p>

	<p>業者に影響を与えることが可能である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ N T T 東西の加入電話については、その沿革、歴史を反映して、固定電話市場（加入部分）におけるシェアが高いことは事実ですが、現に競争事業者の事業戦略や営業活動の結果、光ファイバを用いる O A B J - I P 電話の進展等により、N T T 東西の固定電話（加入部分）のシェアは「11年3月末に80.8%」（前年同期82.8%）と低下を続けています。</li> <li>・ また、固定電話（加入部分）においては、不可欠設備を保有していることによる弊害を除去し、小売市場での公正な競争環境を整備するために、第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務など各種の規制が適用されていることから、N T T 東西が固定電話市場（加入部分）において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっています。</li> <li>・ 以上のことから、そもそも N T T 東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	
19	<p>第2章 固定電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価 (3) 今後の注視事項</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>① 特に、ブロードバンド市場の中心的なサービスである F T T H については、事業者間の設備競争とともに、サービス競争の動向も十分に把握していく必要があり、例えば O A B J - I P 電話と F T T H サービスとのセット販売、N T T 東西の N G N（次世代ネットワーク）の機能を活用した F T T H サービス（フレッツ）と組み合わせて他事業者が提供する I S P サービスなど、固定電話市場と他のブロードバンド市場との横断的な分析が不可欠となってきた。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>本項目は、固定電話市場との関連性を記載する部分であり、固定電話市場と直接関連性の</p>	<p>当該部分は固定電話市場を分析するにあたり、ブロードバンド市場との相互関係を踏まえて行うことが必要との考え方に基づき、直接間接を問わず関連性がある事例について記述しているものです。</p>

	<p>ない I S P サービスについて記載する必要はないため、下記のとおり修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>① 特に、ブロードバンド市場の中心的なサービスである F T T H については、事業者間の設備競争とともに、サービス競争の動向も十分に把握していく必要があり、例えば O A B J - I P 電話と F T T H サービスとのセット販売など、固定電話市場との横断的な分析が不可欠となってきた。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
19	<p>第2章 固定電話領域における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>(3) 今後の注視事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>① 特に、ブロードバンド市場の中心的なサービスである F T T H については、事業者間の設備競争とともに、サービス競争の動向も十分に把握していく必要があり、例えば O A B J - I P 電話と F T T H サービスとのセット販売、N T T 東西の N G N (次世代ネットワーク)の機能を活用した F T T H サービス(フレッツ)と組み合わせて他事業者が提供する I S P サービスなど、固定電話市場と他のブロードバンド市場との横断的な分析が不可欠となってきた。</p> <p>【意見】</p> <p>・本項目は、固定電話市場とそれに関連するサービスとの関係性を記載する部分であり、固定電話市場と直接関連性のない I S P サービスについて記載する必要はなく、「N T T 東西の N G N (次世代ネットワーク)の機能を活用した F T T H サービス(フレッツ)と組み合わせて他事業者が提供する I S P サービス」の記載は削除いただきたいと思ひます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>当該部分は固定電話市場を分析するにあたり、ブロードバンド市場との相互関係を踏まえて行うことが必要との考え方に基づき、直接間接を問わず関連性がある事例について記述しているものです。</p>
19	<p>【総務省案】</p>	<p>個別の政策の方向性に関するご意</p>

	<p>(3) 今後の注視事項</p> <p>固定電話市場を巡っては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展し、同市場におけるOABJ-IP電話が増加していくことが予想されるが、OABJ-IP電話は光ファイバを用いたサービスであることから、今後、ブロードバンド市場との関係を見ていくことが求められる。</p> <p>① 特に、ブロードバンド市場の中心的なサービスであるFTTHについては、事業者間の設備競争とともに、サービス競争の動向も十分に把握していく必要があり、例えばOABJ-IP電話とFTTHサービスとのセット販売、NTT東西のNGN（次世代ネットワーク）の機能を活用したFTTHサービス（フレッツ）と組み合わせる他事業者が提供するISPサービスなど、固定電話市場と他のブロードバンド市場との横断的な分析が不可欠となってきた。</p> <p>② このような観点から、引き続き、固定電話市場におけるNTT東西の市場支配力のブロードバンド市場へのレバレッジの懸念について注視していくことが必要である。</p> <p>また、無線の高速ブロードバンド化が進展する中、固定・移動の融合（FMC）又は競合といった移動体通信領域との関係についても今後の動向を把握していくことが求められる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>NTT 東西殿の地域 IP 網や次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）におけるアンバンドルメニューの不備により、メタルから光へのマイグレーションに伴い、NTT 東西殿の提供する OABJ-IP 電話の契約者数は今後も一方的に増加していくことが容易に想定されているところです。この際、116 窓口におけるフレッツサービスの勧誘等が見られるように、NTT 東西殿が、固定電話市場における市場支配力を FTTH 市場においてレバレッジ的に行使していることは明らかであり、極めて問題のある状況と言えます。総務省殿においては、接続事業者が多様なサービスを提供可能となるアンバンドルメニューの追加等接続ルールの整備、ならびに実効性のある機能分離の推進等接続事業者と NTT 東西殿利用部門の同等性確保の推進等により、NTT 東西殿のこうしたレバレッジの行使の問題について早急に是正措置を図るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
24	第3章	中継電話市場における市場支配力

	<p>中継電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 要旨</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 中継電話（マイライン、マイラインプラス）の契約数は、市内、県内市外、県外及び国際 の4区分の全てについて減少傾向。NTTグループのシェアは、市内が74.2%、県内市 外が72.7%、県外が71.9%、国際が66.5%となり、国際を除く全区分で減少傾向。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは、再編成以後、別会社とし て事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべき であると考えます。</p> <p>したがって、昨年の競争評価で通信量におけるシェアを各事業者毎に記載していたように、 契約数におけるシェアについても、競争状況を適切に示すため、NTTグループのシェアで はなく、NTT東西、NTTコミュニケーションズのシェアを下記のとおり記載していただ きたいと考えます。</p> <p>（修正案）</p> <p>1. 中継電話（マイライン、マイラインプラス）の契約数は、市内、県内市外、県外及び国際の 4区分の全てについて減少傾向。NTT東西（OAB～J-IP電話含む）のシェアは、市内が 56.8%、県内市外が54.8%、県外が20.9%、国際が24.8%となっており、NT Tコミュニケーションズ（OAB～J-IP電話含む）については市内が17.4%、県内市外 が17.9%、県外が51.0%、国際が41.7%となっている。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>の評価においては、NTT東西とNTTコミュニケーションズが持株会社を通じた資本関係を有し、両者に 一定の連携が存在することから、従来から、これらを一体として分析の評価対象としているものです。</p>
26	<p>第3章</p> <p>中継電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>第1節 主要指標の分析 （2）契約者数における事業者別シェア及び市場集中度（HHI）</p> <p>【総務省案】</p> <p>②NTTグループのシェアは11年3月末時点で、市内が74.2%、県内市外が72.7%、</p>	<p>中継電話市場の市場支配力の評価 においては、NTT東西とNTTコ ミュニケーションズが持株会社を通 じた資本関係を有し、両者に一定の 連携が存在することから、従来から、 これらを一体として分析の評価対象</p>

	<p>県外が71.9%、国際が66.5%となっている。また、HHIについては、全ての区分において減少傾向にある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは、再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。</p> <p>したがって、昨年の競争評価で通信量におけるシェアを各事業者毎に記載していたように、契約数におけるシェアについても、競争状況を適切に示すため、NTTグループのシェアではなく、NTT東西、NTTコミュニケーションズのシェアを下記のとおり記載していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>② NTT東西（OAB～J-IP電話含む）のシェアは、市内が56.8%、県内市外が54.8%、県外が20.9%、国際が24.8%となっており、NTTコミュニケーションズ（OAB～J-IP電話含む）については市内が17.4%、県内市外が17.9%、県外が51.0%、国際が41.7%となっている。また、HHIについては、全ての区分において減少傾向にある。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>としているものです。</p>
<p>32</p>	<p>第3章</p> <p>中継電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価 (1)</p> <p>単独または複数の事業者による市場支配力の存在</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>中継電話市場におけるシェア1位のNTTグループのシェアは、11年3月末時点で、市内で74.2%、県内市外で72.7%、県外で71.9%、国際で66.5%となっており、国際以外は減少しているものの、依然として他の競争事業者とのシェアの差は大きく、また、シェアの推移に大きな変化はない。</p>	<p>中継電話市場の市場支配力の評価においては、NTT東西とNTTコミュニケーションズが持株会社を通じた資本関係を有し、両者に一定の連携が存在することから、従来から、これらを一体として分析の評価対象としているものです。</p>

	<p><b>【意見】</b></p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは、再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。</p> <p>したがって、昨年の競争評価で通信量におけるシェアを各事業者毎に記載していたように、契約数におけるシェアについても、競争状況を適切に示すため、NTTグループのシェアではなく、NTT東西、NTTコミュニケーションズのシェアを下記のとおり記載していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>中継電話市場におけるNTT東西（OAB～J-IP電話含む）のシェアは、市内が56.8%、県内市外が54.8%、県外が20.9%、国際が24.8%、NTTコミュニケーションズ（OAB～J-IP電話含む）については市内が17.4%、県内市外が17.9%、県外が51.0%、国際が41.7%となっており、国際以外は減少しているものの、依然として他の競争事業者とのシェアの差は大きく、また、シェアの推移に大きな変化はない。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	
32	<p>第2章 固定電話領域における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>(1) 単独又は複数の事業者による市場支配力の存在</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、2010年度における中継電話市場においては、NTTグループが単独又はNTTグループが複数の事業者と協調して市場支配力を有する地位にあると評価する。</p> <p>中継電話市場におけるシェア1位のNTTグループのシェアは、11年3月末時点で、市内で74.2%、県内市外で72.7%、県外で71.9%、国際で66.5%となっており、</p>	<p>中継電話市場の市場支配力の評価においては、NTT東西とNTTコミュニケーションズが持株会社を通じた資本関係を有し、両者に一定の連携が存在することから、従来から、これらを一体として分析の評価対象としているものです。</p>

	<p>国際以外は減少しているものの、依然として他の競争事業者とのシェアの差は大きく、また、シェアの推移に大きな変化はない。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社およびNTTコミュニケーションズ殿はともにNTT持株会社の100%子会社であることは事実ですが、当社とNTTコミュニケーションズ殿はそれぞれ独立した企業として、自らの経営判断のもとで事業展開しており、競争評価上、「NTTグループ」として一括りにすることは妥当性を欠くものと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
--	--	--

## II 移動体通信領域

頁	意見	総務省の考え方
3	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第2章 移動体通信サービス市場における主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移動体通信サービス市場（携帯電話・PHS（MVNOを含む））における契約数は11年3月末時点で1億2,329万（対前年比6.0%増）と引き続き増加傾向。事業者別のシェアを見ると、この一年におけるソフトバンクモバイルの純増数が大きくなっているものの、NTTドコモのシェアは依然として高く（11年3月末時点47.1%）、他の競争事業者とのシェアの格差は大きい。</li> <li>2. 市場支配力に関しては、このような寡占的な市場構造の下、NTTドコモは市場支配力を行使し得る地位にあり、また、上位3社のシェアについても94.5%と極めて高い水準にあり、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある。しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在とともに、近年のスマートフォン等の新しい端末やサービスの導入等により競争的な市場環境であること等から、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</li> </ol>	<p>「競争的な市場環境」という評価に関するご指摘については、MVNOも含め、移動体通信領域全体として分析を行っているものです。</p> <p>また、スマートフォンや新サービスの導入等に関するご意見については、第3編「今後の競争評価の在り方」P6に記述しているとおり、来年度以降の評価において、その動向を可能な限り把握していくこととしています。</p> <p>なお、第二種指定電気通信設備制度のレビューに関するご意見については、競争評価を政策の企画立案の参考とすべく、接続制度を中心とする法制度を前提として行っているものであることから、個別政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>3. なお、移動体通信サービス市場については、無線のブロードバンド化、ビジネスモデルの多様化等を踏まえ、通信レイヤー以外のレイヤーの動向も把握していくことが必要。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省殿案では、移動体通信市場は上位3社におけるシェアが94.5パーセントというきわめて高い寡占的な市場構造の下、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位であると評価する一方で、第二種指定電気通信設備制度の存在やスマートフォン等の新しい端末、サービスの導入等により、競争的な市場環境であり市場支配力を行使する可能性は低いと評価しています。</li> <li>・ しかしながら、この競争的な市場環境であるという評価が移動体通信市場シェア上位3社間での評価なのか、またはMVNOや当社など新興事業者も含めた移動体通信市場の全体での評価なのかを明確化する必要があると考えます。</li> <li>・ スマートフォンや新たなサービスの導入については、事業者がSIMロック解除の対象可否を端末（スマートフォン）ごとに任意に決められる状況や垂直統合モデルで提供していた上位レイヤーサービスをスマートフォン端末上でも利用可能とすることで垂直統合による利用者の囲い込み戦略を維持する傾向もあり、一概にスマートフォン等の新たな端末やサービス等の導入が競争的な市場環境に寄与しない状況も評価を行う上では踏まえるべきと考えます。</li> <li>・ また、市場支配力の行使に至らない根拠として挙げられている第二種指定電気通信設備制度については、主として「事業者間における接続協議における交渉上の優位性を持つ事業者」に対する規制であると整理されており、接続義務が通信事業者全体に課されている制度状況下では必ずしも第二種指定電気通信設備制度の存在が直接的に市場支配力の抑止に結びついているという評価が適切でない可能性がありますので、第二種指定電気通信制度のレビューを行ない制度の有効性を競争評価でも分析する必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【イー・アクセス株式会社】</b></p>	
25-27	<p><b>【総務省案】</b> 第2章 第2節</p>	<p>競争評価は政策の企画立案の参考として小売市場の全体状況を俯瞰</p>

	<p>1. 単独の事業者による市場支配力（引用省略）</p> <p>2. 複数の事業者による市場支配力（引用省略）</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場支配力については、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配することができる状態を形成・維持・強化することをいう」との定義※に照らし、当社がシェアを失うことなく、価格を高止まりさせたり、品質を悪化させたりすることが可能といった、「市場を支配することができる状態」とは到底言い難い状況であり、携帯電話の小売市場においては、明らかに市場支配力を有するとされる事業者は存在しないとすることが適当であると考えます。</li> </ul> <p>※東京高判平成21年5月29日、平成19年（行ケ）第13号・NTT東日本FTTH私的独占事件。「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（平成21年12月）」においても同様の定義。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>的・客観的に把握するものであり、規制に直結するものではなく、東京高判で適用された独禁法のような個別事案に対する行為規範とは性質を異にするものです。</p> <p>その上で、競争評価においては、市場支配力について「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採っており、この「存在」についての判断は、市場構造や事業者間の競争状況を踏まえ、市場支配力を行使しうる地位にある単一又は複数の事業者が存在するか否かを分析した上で総合的に判断しているところです。</p>
25-30	<p>2. モバイル事業者上位3社の移動体通信サービス市場における強い市場支配力</p> <p>■以下の点を踏まえ、移動体通信サービス市場において、「モバイル事業者上位3社に市場支配力が強く存在し、更なる歯止めとなる措置なしには、その行使を抑止できない」と評価することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動体通信サービス市場への参入に不可欠で、国民の共有財産である有限希少な周波数について、モバイル事業者上位3社が、ほぼ独占している</li> <li>モバイル事業者上位3社合計の顧客規模は、ほぼ国民全員に相当するレベルに達している</li> <li>移動体通信は、固定通信に比べ、1世帯あたりの通信料金負担が大きい</li> <li>移動体通信サービスの料金体系が極めて複雑化・多様化しており、料金水準の把握や比較等が困難となっており、利用者利益が損なわれている可能性が高い</li> </ul> <p>■特に、モバイルブロードバンドの更なる高速化や大幅な周波数帯の確保により、ますます移動体通信サービス市場での市場支配力を強固なものにしていくことが想定されることから、今後</p>	<p>移動体通信市場における複数の事業者による市場支配力の「行使」については、制度やルールが存在のみならず、上位事業者間において新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発であること、また、スマートフォン等の新型端末の導入に伴いビジネスモデルが多様化しており、新たな競争段階に入っているといった諸状況を総合的に勘案し、市場支配力の行使の可能性は低いと判断したものです。</p> <p>なお、移動体通信における料金体系の在り方についてはP29にあるように、利用者利益の確保の観点から今後とも注視していくことが必要で</p>

	<p>一層の注視が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>あると考えております。</p>
25-30	<p>3. モバイル事業者上位3社の強い市場支配力の移動体通信サービス市場からブロードバンド市場及び固定電話市場へのレバレッジ</p> <p>■以下の点を踏まえ、「移動体通信サービス市場におけるモバイル事業者上位3社の強い市場支配力のブロードバンド市場及び固定電話市場へのレバレッジがある」と評価することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル事業者上位3社の顧客規模は、ブロードバンド市場及び固定電話市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している</li> <li>・資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、ブロードバンド市場及び固定電話市場に影響力を拡大している</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自グループ内の携帯電話・固定電話間における通話料金の無料化</li> <li>・自グループ内の利用料金の一括請求化</li> <li>・携帯電話ショップでの自グループのブロードバンドサービスの販売</li> </ul> </div> <p>■特に、モバイルブロードバンドの更なる高速化や大幅な周波数帯の確保により、ますますブロードバンド市場及び固定電話市場へのレバレッジを強めていくことが想定されることから、今後一層の注視が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>ブロードバンド市場及び固定電話市場へのレバレッジに関するご意見については、具体的な影響の程度などが明確でないため受け入れられないものの、今後の移動体通信市場におけるブロードバンド化の進展状況を踏まえ、移動体通信とブロードバンドの相互関係については注視が必要であると認識しており、第3編「今後の競争評価の在り方」P3でも記述しているところです。</p>
25	<p>【総務省案】</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、移動体通信サービス市場においては、NTTドコモが単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① 移動体通信サービス市場におけるNTTドコモの契約数シェアは11年3月末で47.1%（対前年比1.1ポイント減）となっており、減少傾向にあるものの依然として5割近くを占め、他の競争事業者のシェア（KDDI26.8%、ソフトバンクモバイル20.6%）との格差は大きく、</p>	<p>個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、競争セーフガード制度との連携については、第3編「今後の競争評価の在り方」P8に記述しているとおり、今後の在り方を検討しているところです。</p>

	<p>引き続き大きな存在となっていると認められる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTT ドコモ」という。）殿と他の事業者とのシェア格差が依然として大きいことから明らかなように、圧倒的な顧客基盤・元国営企業という経歴・保有周波数帯の特性の違い等を背景にした NTT ドコモ殿の市場支配力の存在、それに加え共通ブランド使用、各種セット販売や割引等の推進による NTT グループとしてグループドミナンス行使等により、市場におけるその地位は依然としてゆるぎないものとなっています。総務省殿においては、ドミナント事業者である NTT ドコモ殿への非対称規制や NTT グループにおけるグループドミナンス行使への措置等、現行の規制が十分に機能しているか否か、競争セーフガード制度における検証と有機的連携を図った上で、十分な分析を行って頂き、追加的なルール整備を早急に行って頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンクグループ】</b></p>	
26	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2. 複数の事業者による市場支配力</p> <p>(2) 市場支配力の行使</p> <p>① 番号ポータビリティ制度の導入に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われてきている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>番号ポータビリティ制度の導入による経済効果については、昨年度の戦略的評価のテーマの一つとして、分析がなされ、一定の効果があったと評価されているところですが、その一方でメールアドレスが引き継げない、一部移転手続きにおいて時間がかかる等の問題が継続して存在しており、番号ポータビリティ制度導入の効果が依然として制限されているといった実態があります。こうした問題を解決すべく、番号ポータビリティ制度の利用者に対するメール転送サービスの提供や番号ポータビリティの手続きにおける予約番号発行プロセスの簡素化等に向</p>	<p>個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	けたルール整備の検討が必要と考えます。  【ソフトバンクグループ】	
26	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>Ⅱ 移動体通信領域</p> <p>第2節 競争状況の評価</p> <p>2. 複数の事業者による市場支配力</p> <p>(2) 市場支配力の行使</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、移動体通信市場においては、シェア上位の複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p>①番号ポータビリティ制度の導入等に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われてきている。なお、料金面では、各事業者間において割引サービスの横並びの傾向も生じてきており、より充実したサービスが各社において導入されること自体は利用者利益の向上にも資するものである一方、新規の競争行動の相互牽制の表れ、又は相互牽制につながりかねない状況と考えることも可能であるので、留意が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波開放戦略により13年ぶりに携帯市場に参入した当社は、定額制で且つ高速なモバイルブロードバンドサービスを他社に先駆け提供することで新たな市場を創出し、上位3社含めて市場を牽引して参りました。一方、音声サービスにおいてはシェア上位の複数事業者の牽制によって料金の横並び傾向など有効な競争が働いていない懸念があれば、競争評価で分析を行うべきと考えます。</li> </ul> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>ご指摘の点については、今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、P29において記述しているとおり、料金体系の在り方等については利用者利益の確保の観点から今後、注視していくことが必要と考えています。</p>
27-28	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2章 第2節 3. 今後の注視事項</p> <p>移動体通信サービス市場では、技術革新による新たな財やサービスの導入など、外生的な要因が市場競争や競争環境に影響を与える可能性がある。このような状況を踏まえつつ、今後の注</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、ネットワークレイヤー以外のレイヤーやMVNOに関する動向については、第3編「今後の競争評価</p>

<p>視事項として、以下の点を指摘する。</p> <p>(1) 移動体通信におけるビジネスモデルの多様化（通信レイヤー以外の動向の勘案）</p> <p>① 移動体通信におけるビジネスモデルは、スマートフォンやタブレットPC等の導入やコンテンツ・プラットフォームレイヤーにおけるサービスの多様化・高度化に伴い、従来の通信事業者主導の垂直統合型のビジネスモデルから様々なビジネスモデルへ多様化しつつある。</p> <p>また、端末やコンテンツの魅力が事業者の選択基準の重要なポイントになるなど、通信レイヤー以外のレイヤーにおける財やサービスが移動体通信市場の競争環境に大きな影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>③ このような状況の中、移動体通信サービス市場について分析及び評価を行うに当たっては、ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスの動向を踏まえることが必要と考えられる。</p> <p>(2) MVNO事業者の動向等</p> <p>(略)</p> <p>② また、欧州や米国においては、複数の国におけるMNOとMVNO契約を締結してサービスを行うグローバルMVNO事業者が出現している。このようなグローバルMVNO事業者の我が国の市場に与える影響についても今後注視が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者ヒアリングでも申し述べたとおり、現行の競争評価制度における市場画定や競争評価手法はネットワークレイヤー主体であることから、今後の上位下位レイヤーを含めた競争のグローバル化が進展しつつある市場全体が捉えきれないといった課題があると考えており、ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスやグローバルMVNO事業者の動向を加味することについては、当社も賛同致します。</li> <li>・しかしながら、移動体通信領域の競争状況において、ネットワークレイヤー以外のレイヤーの</li> </ul>	<p>の在り方」P6に記述しているとおり、来年度以降の競争評価の見直しにおいて可能な限り対応することを検討しています。</p>
--	---

	<p>財・サービスやグローバルMVNO事業の影響は既に顕在化しているとの状況を踏まえると、今後の注視事項とするだけではなく、競争状況の分析・評価の枠組みに明確に組み入れることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
27	<p>【総務省案】</p> <p>今後の注視事項</p> <p>③ このような状況の中、移動体通信サービス市場について分析及び評価を行うに当たっては、ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスの動向を踏まえることが必要と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>今後の課題として、「ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスの動向」を挙げていることに賛同します。国内外のプレーヤーを問わず、上位レイヤーや下位レイヤーが、単独または連携して通信レイヤー等の競争に与える影響についても留意して分析していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p>
27	<p>【総務省案】</p> <p>Ⅱ 移動体通信領域</p> <p>第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) 移動体通信におけるビジネスモデルの多様化（通信レイヤー以外の動向の勘案）</p> <p>移動体通信サービス市場では、技術革新による新たな財やサービスの導入など、外生的な要因が市場競争や競争環境に影響を与える可能性がある。このような状況を踏まえつつ、今後の注視事項として、以下の点を指摘する</p> <p>② 移動体通信においては、BWA<sup>7</sup>やLTE<sup>8</sup>等、無線通信の高速化が進展していることに伴い、データ通信サービスの利用が高まってきている。各事業者におけるARPUの推移を見ても、音声ARPUは各社とも減少傾向にあるが、データARPUについては各社とも微増傾向</p>	<p>通信方式・通信速度に関する指標に係るご意見については、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述しているとおり、より専門的な検討が必要と考えられることから、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

	<p>にあり、11年3月末には各事業者においてデータARPUが音声ARPUを上回っている状況にある</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LTEサービスの本格化に伴い、移動体通信においてはさらなる高速化や大容量化が進んでいくと考えられますが、競争評価において通信方式・通信速度に関する指標がないため追加することを要望します。また、固定ブロードバンドとの速度の差異が小さくなっていくことから、通信方式・速度を軸とした固定ブロードバンド領域と移動体通信領域における消費者選好に関する比較分析を行う上でもそれらの指標を追加することは有益だと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
28	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>2) MVNO事業の動向等</p> <p>① 移動体通信市場においては、MVNO事業への参入が相次いでおり、新規市場の創出やサービスの多様化を通じて一層の市場活性化に寄与することが期待されている。MVNOの参入状況や参入を阻害する要素の有無等について、引き続き注視していく必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争評価でMVNO事業の動向等を分析することに賛同します。MVNO事業の進捗を図るには、エリアの拡充、通信速度、新たなイノベーションなどMNO間での競争によって生み出される新たなサービスや接続料の低廉化などをMVNOが享受することが重要であり、そのためにはMNO間で確りと競争が行われていることが重要だと考えます。</li> <li>従って、「MVNOの参入状況や参入を阻害する要素の有無等に加えて当社など新興事業者も含めたMNO間での有効な競争についても分析が必要」と追加いただきますよう要望します。</li> </ul>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、ご指摘の部分はMVNOに関する記述であり、移動体通信領域の競争評価については、当然のことながら、MVNOの参入動向等とともに、MNO間の競争状況の把握も踏まえて行うこととしています。</p>

	【イー・アクセス株式会社】	
28	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(3) SIMロック解除について</p> <p>① 我が国で販売される携帯電話端末の多くは、SIM (Subscriber Identity Module) ロックと呼ばれる設定がなされ、当該端末を販売する電気通信事業者以外のSIMカードを差し込んで使用することができなかった。</p> <p>② 総務省では、SIMロックの在り方に関し、10年4月に携帯電話事業者等からのヒアリングを実施し、利用者の要望を前提に事業者が自主的にSIMロック解除を実施するという方針に一定のコンセンサスを得られたこと受け、10年6月末に「SIMロック解除に関するガイドライン」<sup>9</sup>を策定・公表している。同ガイドラインは、11年度以降に発売される携帯電話端末を対象としており、現在、それにしたがって各事業者がSIMロック解除の取組みを実施しているが、今後、移動通信サービス市場にどのような影響を及ぼすかについて、注視していく必要がある</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「SIMロック解除に関するガイドライン」については、当面は事業者による主体的な取組みを期待することとして法制化は留保されましたが、今年4月からの事業者の取組状況に鑑みると事業者がSIMロック解除の対象可否を端末（スマートフォン）ごとに任意に決められる状況などは、利用者が積極的にSIMロック解除の機会を利用し、便益を享受するという環境とは言い難く、SIMロック解除が利用者に浸透しないというばかりか、事業者のSIMロック解除に関するインセンティブの喪失につながるといった、競争上の問題も懸念されるようです。</li> <li>・ 具体的な調査・分析項目としては、SIMロック解除による便益が大きいと考えられている、Androidに代表されるスマートフォンにおけるSIMロック解除に関する対応状況、</li> </ul>	<p>SIMロック解除に関する具体的な調査・分析項目のご意見については、今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>SIMロック解除料金、通信レイヤーとプラットフォームの垂直統合度など供給側の分析や、SIMロック解除状態での販売についての要望など利用者へのアンケートを通じた需要側の分析などを行うことを提案します。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
<p>31</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>Ⅱ 移動体通信領域</p> <p>第3節 その他</p> <p>1. 携帯電話事業者間の接続料</p> <p>(1) 携帯電話事業者間の接続料は、基本的に事業者間の交渉により定められることになるが、第二種指定電気通信設備制度の下、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラーについては、接続約款の届出・公表が義務付けられており、これらの事業者間の接続料については毎年引き下げが行われている（図表Ⅱ—23、NTTドコモの例）。</p> <p>(2) また、コストの差異等があるため、単純な比較はできないものの、固定電話と携帯電話の3分あたりの接続料を比較すると、約3倍程度の開きがある。</p> <p>(3) 携帯電話事業者間の接続料に関しては、「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」（平成20年4月）、及び「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（平成22年3月）といったガイドラインが策定されているところであり、これらのガイドラインが有効に機能しているか否かといったことも踏まえる必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話事業者の接続料に関する累次のガイドラインは、第二種指定電気通信事業者を主な対象として、接続料算定の透明化や適正化を図り、接続料金の低廉化に資するものとなっており、取組みとしての一定の成果は認められるものと考えます。</li> <li>・ 一方で、NTTドコモ殿からは、市場への参入時期も加入者基盤も異なる携帯電話事業者全てに対して、一律的に着信ボトルネック規制をかけるべきという意見がありますが、これは現在の非対象規制の制度趣旨とは大きく乖離し却って規制によって先行大手事業者に対し</li> </ul>	<p>個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	より優位に機能する可能性がある点についても評価・分析をおこなう必要があると考えます。  【イー・アクセス株式会社】	
33	【総務省案】 第2章 第3節 2. 固定電話発携帯電話着の料金水準 (3) 携帯電話事業者が料金設定する場合の通話料は、固定電話事業者が設定する場合と比べて依然として高額となっており、特に傾向の変化は見られない。  【意見】 ・携帯事業者の設定する料金が「固定電話事業者が設定する場合と比べて依然として高額」との指摘については、当社は今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存です。  【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	—
33	第2章 移動体通信サービス市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第3節 その他 2. 固定電話発携帯電話着の料金水準 【総務省案】 (3) 携帯電話事業者が料金設定する場合の通話料は、固定電話事業者が設定する場合と比べて依然として高額となっており、特に傾向の変化は見られない。  【意見】 競争促進による料金低廉化・多様化による利用者利益の確保のためには、特に、ソフトバンクモバイルが料金設定する料金が、依然として当社が料金設定する料金の2倍以上と高額になっている点について、競争状況の評価において検証・分析していただきたいと考えます。  【東日本電信電話株式会社】	移動体通信サービス市場の競争評価においては、市場の全体状況を俯瞰的、客観的に把握する観点から、市場全体における料金水準については分析・評価を行っているところですが、個別の移動体通信事業者の料金設定の在り方そのものについては自由化されていることから、まずは市場の各事業者の経営判断に委ねるべきものと考えます。
33	【総務省案】 2. 固定電話発携帯電話着の料金水準	個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせ

	<p>(1) 固定電話発携帯電話着（以下「固定発携帯着」という。）の通話料金については、図表Ⅱ-25～Ⅱ-27のとおりとなっている。</p> <p>(2) 固定発携帯着の通話料金については、当初、携帯電話事業者のみが料金設定を行っていたが、04年4月から、利用者が事業者識別番号をダイヤルした場合には発信側の固定電話事業者も料金設定を行うことができるようになった。</p> <p>(3) 携帯電話事業者が料金設定する場合の通話料は、固定電話事業者が設定する場合と比べて依然として高額となっており、特に傾向の変化は見られない。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>固定電話発携帯電話着料金の問題については、長期にわたる議論や大臣裁定等を踏まえ、選択中継サービスの導入や発側事業者への料金設定権の移行等の結果、競争が加速度的に進展したところです。むしろ、現在、料金設定権の問題について対処が必要な領域は、加入電話と異なり、利用者がマイライ線的に事業者選択することができないOABJ-IP電話サービスであると考えます。今後、PSTNからIP網へのマイグレーションが加速していくことを考慮すると、OABJ-IP電話における事業者選択機能の追加を可及的速やかに行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>て頂きます。</p>
--	--	---------------

### Ⅲ インターネット接続領域

頁	意 見	総務省の考え方
<p>15-17 36-39</p>	<p>4. ブロードバンド市場及び移動体通信サービス市場におけるNTTグループによるグループドミナンス</p> <p>■NTTグループにおいては、実質的にグループ内に閉じた連携・一体的活動を行い、各市場で保有する市場支配力を更に拡大させていることから、「ブロードバンド市場及び移動体通信サービス市場において、NTTグループによるグループドミナンスが存在する」と評価することが適当と考えます。</p>	<p>企業グループ単位をどのような範囲で設定し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについては、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述しているとおり、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>なお、移動体通信市場のブロードバンド市場及び固定電話市場へのレバレッジに関するご意見については、P38において「FMC等のサービ</p>

	<p>《事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT IDログインサービス（NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等のID連携）</li> <li>…オープンな技術を採用しているが、名称やアイコンに「NTT」を使用する等、NTTグループ色を前面に出し、実質的にNTTグループ以外の会社が参加しにくい排他的な仕組み</li> <li>・ 光ポータブル（NTT東西のモバイルWiFiルータ）</li> <li>…NTT東日本によるレンタル開始時、NTTドコモのSIMロック端末とSIMフリー端末の2機種を投入</li> <li>・ マイエリアサービス（NTTドコモのフェムトセル基地局）</li> <li>…サービス開始時、NTT東西のフレッツ回線のみに対応</li> <li>・ 販売代理店での一体販売</li> <li>…販売手数料等を原資に、NTTグループサービスのセット割引が可能</li> </ul> <p>■特に、モバイルブロードバンドの更なる高速化や大幅な周波数帯の確保により、ますますブロードバンド市場及び固定電話市場へのレバレッジを強めていくことが想定されることから、今後一層の注視が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>スに見られるように移動体通信領域との関連性」等について記述しているように、今後の競争評価を行うに当たり注視することとしています。</p>
15	<p>第2章 ブロードバンド市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、NTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現在の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールの存在なしには、契約数シェア1位のNTT東西が単独で価格及びその他の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。</p>	<p>市場支配力の存在を評価するに当たっては、市場シェアのみならず、ボトルネック設備の保有等も勘案しているところであり、NTT東西についてはこれらの要素を総合的に判断した上で、単独で価格及びその他の条件を左右し得る地位にあると評価したものです。</p> <p>なお、FTTH市場の都道府県毎の分析については、第3編「今後の競争評価の在り方」P6に記述しているとおり、可能な限り把握できるよ</p>

	<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西日本エリアにおいては、近畿エリア等において電力系事業者が活発な事業展開を行っており、また、CATVブロードバンド市場についても、特に三重県、富山県、福井県等において非常に積極的な事業展開を行っています。</li> <li>・その結果、西日本エリアの固定ブロードバンド市場（FTTH、CATVおよびDSL市場）においては、13府県において、当社のシェアが50%を下回っており、各地において電力系事業者やCATV事業者との熾烈な競争が展開されております。【別添1】</li> <li>・とりわけ滋賀県・奈良県のFTTH市場においては、H22年度第1四半期から第4四半期にかけて、市場全体の純増数にしめる当社シェアは減少を続けており、第4四半期には滋賀県において20%を下回る水準にまで低下しております。</li> <li>・このように、ブロードバンド市場においては、多種多様な事業者が参入し、都道府県毎に活発な競争が繰り広げられており、NTT西日本は市場支配力を行使しうる地位にありません。</li> <li>・また、ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するためには、こうした都道府県毎の多様な競争の実態を分析することが不可欠であると考えます。</li> </ul> <p><b>【滋賀県、奈良県におけるFTTHの当社純増シェアの推移】</b></p> <table border="1" data-bbox="436 901 1496 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 第1Q</th> <th>H22 第2Q</th> <th>H22 第3Q</th> <th>H22 第4Q</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>39%</td> <td>31%</td> <td>25%</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>45%</td> <td>39%</td> <td>36%</td> <td>22%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>		H22 第1Q	H22 第2Q	H22 第3Q	H22 第4Q	滋賀県	39%	31%	25%	19%	奈良県	45%	39%	36%	22%	<p>う検討が必要であるとしているところです。</p>
	H22 第1Q	H22 第2Q	H22 第3Q	H22 第4Q													
滋賀県	39%	31%	25%	19%													
奈良県	45%	39%	36%	22%													
15	<p><b>【総務省案】（ブロードバンド市場）</b></p> <p>（2）市場支配力の行使</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、市場支配力の行使に関しては、現行の規制において一定の歯止めとなる措置が講じられているものの、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は否定できず、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。</p>	<p>固定電話市場からのレバレッジの行使に関するご指摘については、具体的な行使の程度などが明確でないため受け入れられないが、来年度以降、FTTH市場について幅広い観点から可能な限り把握していくと</p>															

	<p><b>【意見】</b></p> <p>今後ますます重要度が高まるブロードバンド市場において、NTT東・西による市場支配力の行使に対する現行の規制は十分に機能しているとは言えず、ボトルネック性の高い設備を持つNTTグループによってNGNサービス等が展開されており、固定電話市場からのレバレッジは懸念ではなく、現に行使されています。</p> <p>このため、市場支配力の行使についての評価は、「懸念」ではなく、「行使している」と修正すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【KDDI株式会社】</b></p>	<p>もに、より詳細な分析を行うことが必要と考えております。</p>
16	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1)ブロードバンド市場におけるFTTHの分析の重要性</p> <p>① ブロードバンド市場におけるNTT東西のシェアは、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展する中、次章で見るとおり、FTTH市場におけるNTT東西のシェアと大きく関係してくるものと考えられる。</p> <p>③ また、NTT東西によるNGNを利用した回線サービス「フレッツ光ネクスト」等も普及しており、今後、利用の拡大が見込まれることから、NGNを利用したサービスの動向についても留意すべきである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>PSTNからIP網への移行が加速しつつある中、PSTNの実質的な移行先となっている地域IP網やNTT-NGNについては詳細な評価分析を行って頂く必要があると考えます。地域IP網及びNTT-NGNについては、そのアンバンドルの不十分さ等に起因し、FTTH市場におけるNTT東西殿の独占化が進展している状況にあり、マイグレーションの加速化とあいまって極めて競争環境を歪めている状況にあると言えます。特に、今後、移行先サービスの主流となるNTT-NGNについては、アンバンドルの不十分さの実態、複数市場に跨るサービス提供形態（バンドル提供）等の影響について評価・分析を行って頂くことが急務であると考えます。</p>	<p>地域IP網及びNTT-NGNに関するご指摘については、今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、第3編「今後の競争評価の在り方」P6にも記述しているとおり、今後、FTTH市場の分析に当たっては、NGNを利用したサービスの動向も含めて、可能な限り把握できるよう検討が必要であるとしているところです。</p>

	【ソフトバンクグループ】	
16	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>Ⅲ インターネット接続領域</p> <p>第2章 ブロードバンド市場における主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>第2節 ブロードバンド市場における競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) ブロードバンド市場におけるF T T Hの分析の重要性</p> <p>①ブロードバンド市場におけるN T T東西のシェアは、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展する中、次章で見るとおり、F T T H市場におけるN T T東西のシェアと大きく関係してくるものと考えられる。</p> <p>③また、N T T東西によるN G Nを利用した回線サービス「フレッツ光ネクスト」等も普及しており、今後、利用の拡大が見込まれることから、N G Nを利用したサービスの動向についても留意すべきである。</p> <p>④いずれにせよ、今後ブロードバンド市場はF T T Hが中心となってくることから、部分市場としてのF T T H市場について、様々な観点から重点的に分析することが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メタルから光ファイバへのマイグレーションの観点には、P S T NからN G Nへのマイグレーションも含まれることを明確にして頂き、競争環境に与える影響について注視頂くことを要望します。</li> <li>2010年11月にN T T東西殿からP S T Nの概括的展望が公表され、今後N T T東西殿のコア網におけるP S T NからN G Nへのマイグレーションが促進されるものと考えられますが、以下に挙げたN T T東西殿の戦略的かつ排他的な移行が可能になることから固定通信市場全般におけるN T T東西殿の独占回帰の傾向が一層強まることが懸念されます。</li> </ul> <p>◆メタル・P S T Nサービス（加入電話、I S D N、A D S L等）におけるN T T東西殿の独占時代に培った巨大な顧客基盤の自社F T T HやO A B J-IP電話への移行。</p>	<p>P S T NからN G Nへのマイグレーションに関するご意見については、今後の競争評価を行うに当たったの参考とさせていただきます。</p>

	<p>◆ P S T Nの廃止に伴いサービス基盤を失う競争事業者によるサービス（マイライン、ドライカップ電話、A D S L等）からN T T東西殿のF T T H・O A B J-IP電話への移行。</p> <p>・ 従って、今後の固定通信市場における競争環境の評価については、「メタル・P S T Nの時代に培った競争環境の後退の抑止」や、現在電話網移行円滑化委員会でも議論されている「利用者負担の軽減を目的としたサービス競争促進による利用者の自主的なマイグレーションの担保」といった観点でも分析の必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
24-25	<p>第3章 F T T H市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第1節 主要指標の分析</p> <p>2. 契約数における事業者別シェア及び市場集中度（H H I）</p> <p>（1）契約数における事業者別シェア</p> <p>【総務省案】</p> <p>② 集合住宅市場における契約数の事業者別シェアを見ると、上位3社（N T T東西、K D D I及びU C O M）の順位に変動はない。11年3月末時点でN T T東西が71.2%とN T T東西が大きな割合を占め、引き続き増加が続いている。</p> <p>③ 戸建て+ビジネス向け市場における契約数の事業者別シェアを見ると、N T T東西、電力系事業者及びK D D Iの上位3社で95%以上を占めている。このうち、N T T東西の契約数のシェアは07年以降は70%後半で推移している。</p> <p>【意見】</p> <p>集合住宅市場における当社の契約数シェアについては「引き続き増加が続いている」と記載していることからすれば、客観的な分析・評価を行う観点から、戸建て+ビジネス向け市場における当社の契約数シェアが10年3月以降減少傾向となっていることについても、下記のとおり追記していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案）</p>	<p>当該部分については、過去5年程度の期間における大きなトレンドとして記述しているものです。</p>

	<p>③ 戸建て+ビジネス向け市場における契約数の事業者別シェアを見ると、NTT東西、電力系事業者及びKDDIの上位3社で95%以上を占めている。このうち、NTT東西の契約数のシェアは07年3月以降は70%後半で推移しているが、10年3月以降は減少傾向に転じている。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
36	<p>第3章 FTTTH市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 FTTTH市場における競争状況の評価 1. 単独の事業者による市場支配力 (1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① FTTTH市場全体におけるNTT東西の契約数シェアは11年3月末時点で74.4%（対前年比増減なし）となっており、FTTTH全体の契約数が引き続き増加傾向にある中で、引き続き高いシェアを維持している。</p> <p>他方、電力系事業者のシェアは、09年3月末において11.1%までシェアを伸ばしたものの、10年3月末には9.2%と減少傾向に転じており、11年3月末も横ばいの状況となっている。また、KDDIのシェアは11年3月末で8.8%となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>「電力系事業者のシェアは、09年3月末において11.1%までシェアを伸ばしたものの、10年3月末には9.2%と減少傾向に転じており、11年3月末も横ばいの状況となっている。」と推移も含めて記載していることからすれば、客観的な分析・評価を行う観点から、KDDIのシェアが、10年3月末：8.0%、11年3月末：8.8%と増加傾向となっている点についても、下記のとおり追記していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>① FTTTH市場全体におけるNTT東西の契約数シェアは11年3月末時点で74.4%（対前年比増減なし）となっており、FTTTH全体の契約数が引き続き増加傾向にある中</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、以下のとおり、修正いたします。</p> <p>また、KDDIのシェアは<u>09年3月末において5.5%まで減少したものの、10年3月末には8.0%と増加傾向に転じており、11年3月末で8.8%となっている。</u></p>

	<p>で、引き続き高いシェアを維持している。</p> <p>他方、電力系事業者のシェアは、09年3月末において11.1%までシェアを伸ばしたものの、10年3月末には9.2%と減少傾向に転じており、11年3月末も横ばいの状況となっている。また、KDDIのシェアは07年から09年までは減少傾向であったものの、09年3月末で5.5%、10年3月末で8.0%、11年3月末で8.8%となり、増加傾向に転じている。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
36	<p>第3章 FTTN市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 FTTN市場における競争状況の評価 1. 単独の事業者による市場支配力 (1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>② 設備面で見てもFTTNに用いられる光ファイバに占めるNTT東西の設備シェアは77.2%（11年3月末）を占めている。</p> <p>競争事業者によるFTTNのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場になく、現に競争事業者に影響を与えている事実もないことから、NTT東西が競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあるとの評価は不適切です。</p> <p>また、少なくとも、シェア2位である電力系事業者は自ら光ファイバを構築し、FTTNサービスを提供していることから、当社の加入者光ファイバに依存しておらず、シェア3位のKDDIも首都圏では自ら光ファイバを構築しています。</p>	<p>当該部分については、市場支配力の存在を評価するに当たっての根拠の一つとして記述しており（行使の評価ではない）、市場シェアのみならず、FTTNに用いられる光ファイバに占めるNTT東西の設備シェアが77.2%（11年3月末）と8割近くとなっているという客観的事実を記述しているものです（昨年度と同様の記述ぶり）。</p>

	<p>したがって、「競争事業者によるFTTHのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が多く、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。」という記述は事実と反することから、削除、もしくは下記のとおり一部の記載を修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>② 設備面で見てもFTTHに用いられる光ファイバに占めるNTT東西の設備シェアは77.2%(11年3月末)を占めている。</p> <p>〔競争事業者によるFTTHのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する場合もあり、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、一部の競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。〕</p> <p>【東日本電信電話株式会社】</p>	
36	<p>第3章 FTTH市場の主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力 (1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① FTTH市場全体におけるNTT東西の契約数シェアは11年3月末時点で74.4%(対前年比増減なし)となっており、FTTH全体の契約数が引き続き増加傾向にある中で、引き続き高いシェアを維持している。他方、電力系事業者のシェアは、09年3月末において11.1%までシェアを伸ばしたものの、10年3月末には9.2%と減少傾向に転じており、11年3月末も横ばいの状況となっている。また、KDDIのシェアは11年3月末で8.8%となっている。</p> <p>② 設備面で見てもFTTHに用いられる光ファイバに占めるNTT東西の設備シェアは77.2%(11年3月末)を占めている。競争事業者によるFTTHのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が多く、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考</p>	<p>FTTHを含むブロードバンド市場の競争状況に関するご意見については、今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>えられる。</p> <p>③ また、地域ブロック別で見ると、関東ブロック、近畿ブロック、四国ブロック及び九州ブロックのようにNTT東西と電力系事業者との競争が見られる地域もある一方、東北ブロック及び北陸ブロックのように電力系事業者がFTTHに参入しておらず、結果としてNTT東西が契約数シェアにおいて9割前後を占めている地域も存在している。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FTTHを含むブロードバンド市場については、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置することで独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展開されています。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	
37	<p>第3章 FTTH市場の主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力 (2) 市場支配力の行使</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>④ 今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中、ボトルネック性の高い既存のメタル回線での優位性を勘案すれば、ブロードバンド市場の中心になるFTTHサービスの展開に当たって固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジの懸念があると考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西の加入電話については、その沿革、歴史を反映して、固定電話市場（加入部分）におけるシェアが高いことは事実ですが、現に競争事業者の事業戦略や営業活動の結果、光ファイバを用いるOABJ-IP電話の進展等により、NTT東西の固定電話（加入部分）のシェアは「11年3月末に80.8%」（前年同期82.8%）と低下を続けています。</li> </ul>	<p>競争評価においては、市場支配力について、「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採っています。当該部分は市場支配力の「存在」についての記述であり、ご指摘のような制度、ルールが存在等を踏まえた市場支配力の「行使」の可能性について評価しているものではありません。</p> <p>なお、レバレッジの懸念については、P37において記述しており、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中、ボトルネック性の高い既存のメタル回線での優位性も勘案した上で評価したものです。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、固定電話（加入部分）においては、不可欠設備を保有していることによる弊害を除去し、小売市場での公正な競争環境を整備するために、第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務など各種の規制が適用されていることから、NTT東西が固定電話市場（加入部分）において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっています。</li> <li>・以上のことから、そもそもNTT東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たず、当該市場においてすら行使し得ない市場支配力をもって、FTTH市場等に影響を及ぼすことはあり得ません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
37	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>Ⅲ インターネット接続領域</p> <p>第3章 FTTH市場の主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>第2節 FTTH市場における競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>① 第2章（ブロードバンド市場）においても述べたとおり、今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中、ブロードバンド市場においてその部分市場であるFTTH市場が中心的な存在となってくることが予想される。</p> <p>② このような中、電気通信事業者をはじめ、FTTH市場に対する関心が高まってきており、政府としても、2015年頃を目途にすべての世帯においてブロードバンド利用の実現を目標とする「光の道」構想を推進しているところであり、10年12月にとりまとめられた「光の道」構想に関する基本方針においても、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後、3年後を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととしている。</p> <p>③ このため、FTTH市場については以下のような点を注視しつつ、総合的かつ多角的に分析及び評価を行うことが必要である。</p> <p>(イ) FTTH市場においては、設備競争とサービス競争の両面があり、その適正なバランスの下に競争が促進されることが重要である。</p> <p>(ロ) 設備競争面について見ると、ボトルネック性の高い既存のメタル回線の所有に基づく</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p>

NTT東西の優位性の下、NTT東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている（11年3月末）。一方、地域ブロック別に見ると、例えば電力系事業者がシェアを拡大している近畿ブロック、有力な競争事業者が存在しない東北や北陸の各ブロックなど、大都市圏と地方など、需要密度の差を反映した地域的な格差も見られるところである。このような状況を踏まえ、設備競争の状況については地域ブロックごとの詳細な分析も必要と考えられる。

(ハ) サービス競争面について見ると、FTTHは、

- ・ OABJ-IP電話との一体となった販売形態などに見られるように固定電話市場との関連性
- ・ FMCなどのサービスに見られるように移動体通信領域との関連性
- ・ NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなISP市場との関連性など、事業者間取引の状況も含め、市場横断的な分析が必要と考えられる。

④ さらに、移動体通信領域との関連性で言えば、近年の無線のブロードバンド化は著しく、BWAや第3.9世代携帯電話パケット通信サービス（LTE）など、近年のスマートフォン等の利用拡大に伴い、今後、急速に普及していくことが見込まれる中、将来的には、FTTHと移動系のブロードバンド市場との相互関係についてもしっかりと分析していくことが求められると考えられることから、その動向を注視していくことも必要である

#### 【意見】

FTTH市場について、総合的かつ多角的な分析及び評価を行うことに賛同します。

#### ■ FTTH市場におけるサービス競争の促進について

- ・ FTTH市場においては、NTT東西殿の市場シェア74.4パーセント、設備シェアは77.2パーセントと依然として独占化傾向にある状況である一方で、加入者の増加は昨年度に引き続き鈍化傾向が続いています。
- ・ FTTH市場の現状は、一部の地域を除いてNTT東西殿以外に有力な競争事業者が存在しないことにより（参照；図表Ⅲ-23）競争が有効に働いていないと考えられ、また、比較的設備競争が進展している西日本エリアであっても全体的にFTTHにおける利用者

	<p>料金はADSLと比べてまだまだ割高となっております。これらの状況は、設備競争だけではFTTHの利用率向上を達成することに一定の限界があることを示唆しており、「光ファイバの接続料の低廉化」や「光・NGNのラインシェアリング等の多様な接続形態」などのサービス競争を促進する政策により、多数プレイヤーによる競争の中でサービスの多様化、及び利用者料金の低廉化を実現させ利用率の拡大を目指すべきと考えます。</p> <p><b>■固定通信と移動体通信市場の相互関係について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FTTH市場と移動体通信市場の相互関係は、FTTHとLTE・BWAといった移動系の高速度ブロードバンドにおける競争関係と、これらサービスのFMC連携等による補完関係の性質の異なる2つの位置付けが存在するため、分析に当たってはこの点について明確に切り分けた上で行う必要があると考えます。</li> <li>・ 特に、NTTグループにおけるFTTHとLTEや、KDDIグループにおけるFTTHとCATV、LTE、WiMAXのように、アクセス技術を問わず市場領域を跨ぐ連携が可能な市場環境にあることに鑑みれば、相互補完的に利用されるような形態についても視野に入れ、FTTH市場に留まらず事業者がグループ間連携により産み出す市場横断的な支配力の影響について注視する必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
38	<p>第3章 FTTH市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 FTTH市場における競争状況の評価 3. 今後の注視事項 (1) FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>【総務省案】</p> <p>③ このため、FTTH市場については以下のような点を注視しつつ、総合的かつ多角的に分析及び評価を行うことが必要である。</p> <p>(イ) FTTH市場においては、設備競争とサービス競争の両面があり、その適正なバランスの下に競争が促進されることが重要である。</p> <p>(ロ) 設備競争面について見ると、ボトルネック性の高い既存のメタル回線の所有に基づくNTT東西の優位性の下、NTT東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となって</p>	<p>設備競争面におけるNTT東西の優位性に関しては、メタル回線の所有に伴いメタルから光ファイバへの張り替えが可能であり、新規に光ファイバを敷設する競合事業者と比較して、工費面（埋設、架空）や事務手続面（各種申請等）及びそれらの所要期間という点でも優位性があると考えられることから、ご指摘の点は必ずしも適当ではないと考えます。</p>

	<p>いる（11年3月末）。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではありません。また、当社の電柱・管路等の線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が自ら光ファイバを自前敷設できる環境は十分整備され、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直していることから、当社に優位性はありません。</p> <p>現に、電力系事業者、CATV事業者等の他事業者は、光ファイバやルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP網を構築してサービス提供していることから、当該記述は削除の上、下記のとおり修正していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案）</p> <p>（ロ）設備競争面について見ると、NTT東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている（11年3月末）。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	
38	<p>第3章 FTTTH市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 FTTTH市場における競争状況の評価 3. 今後の注視事項（1）FTTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>③ このため、FTTTH市場については以下のような点を注視しつつ、総合的かつ多角的に分析及び評価を行うことが必要である。</p> <p>（ハ）サービス競争面について見ると、FTTTHは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OABJ-IP電話との一体となった販売形態などに見られるように固定電話市場との関連性</li> <li>・ FMCなどのサービスに見られるように移動体通信領域との関連性</li> <li>・ NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて他事業者が行うイ</li> </ul>	<p>ご指摘の「NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて」の部分については、FTTTHサービスとインターネット接続サービスとの連携サービスにおいて、今後、利用の拡大が見込まれる、NGNを利用したサービスの具体的な事例として挙げているものであることから、削除する必要性はないものと考えます。</p> <p>ただし、サービス提供形態に関するご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p>

	<p>インターネット接続サービスに見られるようなISP市場との関連性など、事業者間取引の状況も含め、市場横断的な分析が必要と考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>当社の場合、フレッツ光ネクスト（FTTHサービス）は当社が、インターネット接続サービスは各ISP事業者が、直接お客様にサービスを提供しており、当社からISP事業者に対してフレッツ光ネクストを提供しているわけではありません。</p> <p>また、料金比較表（P45～46）に記載されているとおり、NTT東西以外のFTTH事業者は、当社と同様の形態、あるいはインターネット接続サービスを自社サービスに含めてお客様に提供しており、指摘のようにISP市場と関連性があるのは、当社の「フレッツ光ネクスト」だけでなく、他のFTTH事業者も同様です。</p> <p>したがって、「NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて」という記載は不適切であり、削除していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案）</p> <p>（ハ）サービス競争面について見ると、FTTHは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OABJ-IP電話との一体となった販売形態などに見られるように固定電話市場との関連性</li> <li>・ FMCなどのサービスに見られるように移動体通信領域との関連性</li> <li>・ 他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなISP市場との関連性など、事業者間取引の状況も含め、市場横断的な分析が必要と考えられる。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>・ <u>NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」との連携により他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなISP市場との関連性</u></p>
38	<p>第3章 FTTH市場の主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項 (1) FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>③ (ハ) サービス競争面について見ると、FTTHは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OABJ-IP電話との一体となった販売形態などに見られるように固定電話市場</li> </ul>	<p>ご指摘の「NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて」の部分については、FTTHサービスとインターネット接続サービスとの連携サービスにおいて、今後、利用の拡大が見込まれる、</p>

	<p>との関連性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ F M Cなどのサービスに見られるように移動体通信領域との関連性</li> <li>・ N T T東西のN G Nを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなI S P市場との関連性など、事業者間取引の状況も含め、市場横断的な分析が必要と考えられる。</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社のフレッツ光はお客様が自由にI S Pを選択し、I S P事業者と直接契約するものであり、当社からI S P事業者に対してフレッツ光を提供しているわけではありません。</li> <li>・ また、N T T東西以外のF T T H事業者は、当社と同様の形態、あるいはインターネット接続サービスを自社サービスに含めてお客様に提供しており、I S P市場との関連性については、他のF T T H事業者も同様です。</li> <li>・ したがって、「N T T東西のN G Nを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて他事業者が行うインターネット接続サービスにみられるような」という記載は不適切であり、削除していただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>N G Nを利用したサービスの具体的な事例として挙げているものであることから、削除する必要性はないものと考えます。</p> <p>ただし、サービス提供形態に関するご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>N T T東西のN G Nを利用した「フレッツ光ネクスト」との連携により他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなI S P市場との関連性</u></li> </ul>
38	<p>第3章 F T T H市場の主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項 (1) F T T H市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>【総務省案】</p> <p>③(ロ) 設備競争面について見ると、ボトルネック性の高い既存のメタル回線の所有に基づくN T T東西の優位性の下、N T T東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ F T T Hを含むブロードバンド市場については、線路敷設基盤のオープン化により、参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、自由に事業展開できる環境にあり、当社に優位性はありません。現に電力系事業者、K D D I 殿、C A T V事業者といった固定系の事業者だけでなく、W i M A XやL T E等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展</li> </ul>	<p>設備競争面におけるN T T東西の優位性に関しては、メタル回線の所有に伴いメタルから光ファイバへの張り替えが可能であり、新規に光ファイバを敷設する競合事業者と比較して、工費面(埋設、架空)や事務手続面(各種申請等)及びそれらの所要期間という点でも優位性があると考えます。</p>

	開されています。	
		【西日本電信電話株式会社】
38	<p>【総務省案】</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>③ このため、FTTH市場については以下のような点を注視しつつ、総合的かつ多角的に分析及び評価を行うことが必要である。</p> <p>(イ) FTTH市場においては、設備競争とサービス競争の両面があり、その適正なバランスの下に競争が促進されることが重要である。</p> <p>(ロ) 設備競争面について見ると、ボトルネック性の高い既存のメタル回線の所有に基づくNTT東西の優位性の下、NTT東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている(11年3月末)。</p> <p>【意見】</p> <p>「光の道」構想の推進等を踏まえれば、FTTHが今後のブロードバンド市場の主要サービスになることは明らかであると考えます。本評価結果案において、競争の促進が重要視されている通り、真の公正競争環境の実現に向け、地域IP網・NTT-NGNにおけるアンバンドルメニューとして、分岐端末回線接続、GC接続、ラインシェアリング、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等を早急に実現すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。
39	<p>【総務省案】</p> <p>Ⅲ インターネット接続領域</p> <p>第3章 FTTH市場の主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>第2節 FTTH市場における競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(3) その他</p> <p>なお、10年2月、NTT西日本による他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関</p>	競争評価と競争セーフガード制度との関係については、第3編「今後の競争評価の在り方」P9に記述しているとおり、現在、「情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」において検討が進められているところであり、当委員会の審議状況を踏まえつつ、対応していくことと

して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令が出されたところであるが、本事案の発生への対応も含め、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実行性を確保するための措置等を盛り込んだ電気通信事業法等の改正法が11年6月1日に公布された（同年11月末までに施行予定）。

**【意見】**

- ・ 2011年6月1日の事業法改正によりNTT東西殿の設備管理部門と利用部門の機能分離が義務づけられ3年後を目処に制度の包括的検証を行う方向性が示されたところですが、公正競争環境を確保する上では機能分離によるNTT東西殿の自主的な措置に加えて、常に制度が有効に機能しているかを評価する必要があり、競争セーフガード制度や競争評価といった従来の取組みも活用した実効的な検証スキームの確立が極めて重要であると考えます。
- ・ そのため、これまでの事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の遵守状況の検証は、当該事案の発生状況を鑑みると現行の競争セーフガードでは不十分と考えられるため、制度の見直しを図っていただくことや監視機関を設置する等により検証機能を強化していただき、競争評価においては、各種法制度や競争ルールが市場にどのような結果として現れているかといった有効性の有無について評価すべきと考えます。
- ・ 2009年度競争評価アドバイザリーボード第1回（2009年12月3日開催）においても、「ある市場で有効な競争が存在しているかどうかという判断を競争評価で行うわけだから、規制がうまく機能しているかどうかについても見なければ、競争評価はできないのではないか。」「全体的にルールが機能しているかという点は重要。個々の部分については競争セーフガード制度で検証し、その検証を受けて、競争評価が全体としてシステムが動いているかを見るということだろう」と積極的な発言があり、弊社もその考えに賛同します。
- ・ したがって、「競争セーフガードの検証を受け、競争評価では各種法制度や競争ルールの有用性を評価する。」と記述頂くなど、制度の目的や有効性にまで踏み込んだ評価を行っていただけるよう要望します。

【イー・アクセス株式会社】

しています。

<p>5 4</p>	<p>第4章 ADSL市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力 (1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、ADSL市場においては、ソフトバンクBBは単独で市場支配力を行使し得る地位にはないが、NTT東西については市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① ADSL市場における11年3月末時点の契約数シェアは、ソフトバンクBBが38.4% (1位)、NTT東西が34.9% (2位) となっている。</p> <p>② 設備面でみると、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西の設備シェアは99.9%を占める。</p> <p>③ 競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>【意見】</p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場になく、現に競争事業者に影響を与えている事実はないため、「競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」との記述は事実と反することから、小売市場においてシェア2位のNTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあるとの評価は不適切であると考えます。</p>	<p>競争評価においては、市場支配力について、「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採っています。</p> <p>当該部分については、市場支配力の「存在」を評価する記述であり、ご指摘のような制度、ルールの存在等を踏まえた市場支配力の「行使」の可能性について評価しているものではありません。</p> <p>なお、市場支配力の存在を評価するに当たっては、市場シェアのみならず、ボトルネック設備の保有等も勘案しているところであり、NTT東西についてはこれらの要素を総合的に判断した上で、「競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある」と評価したものです。</p>
------------	--	---

	<p>したがって、「③ 競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が多く、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」という記載については、削除していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
54	<p>第4章 ADSL市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力 (1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、ADSL市場においては、ソフトバンクBBは単独で市場支配力を行使し得る地位にはないが、NTT東西については市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① ADSL市場における11年3月末時点の契約数シェアは、ソフトバンクBBが38.4% (1位)、NTT東西が34.9% (2位) となっている。</p> <p>② 設備面でみると、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西の設備シェアは99.9%を占める。</p> <p>③ 競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が多く、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、当社設備の利用に係る接続ルールに則り徹底したオープン化を行っていることから、ADSL市場において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっております。</li> </ul> <p>ついては、「競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が多く、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競</p>	<p>前段のご意見については、市場支配力の存在を評価するに当たって、市場シェアのみならず、ボトルネック設備の保有等も勘案しているところであり、NTT東西についてはこれらの要素を総合的に判断した上で、「競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある」と評価したものです。</p> <p>なお、後段のご指摘については、今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」との評価は不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・むしろ、シェア1位であるソフトバンクBB殿に関しては、以下の観点から、市場支配力の有無について分析・評価を更に深める必要があると考えます。</li> <li>－ソフトバンクBB殿にはNTT東西に課されているような各種規制が課されておらず、ADSL市場において市場支配力を行使する懸念があること</li> <li>－移動体市場で高い競争力を有するソフトバンクモバイル殿と連携して移動と固定のセット割引を展開しており、このようなグループ連携などを活用し、移動・固定の両市場において支配力を強める懸念があること</li> <li>－更に、ソフトバンクグループの主要企業であるヤフー殿は、ポータルサイトや検索サービス等で極めて有力な地位を占めており、上位レイヤーからもたらされる影響力をADSL市場等の下位レイヤーに及ぼし、双方のレイヤーでの地位を更に強化する懸念があること</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
70	<p>第6章 ISP市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 ISP市場の競争状況の評価</p> <p>(3) 今後の注視事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、インターネット接続サービスは回線サービスとセットで提供されるサービスであり、近年特に、「〇〇 with フレッツ」等に見られるように、他事業者によるNTT東西のFTTHを用いたサービス提供が増加していることから、FTTH市場との相互関係についても注視していくことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>当社の場合、フレッツ光ネクスト（FTTHサービス）は当社が、インターネット接続サービスは各ISP事業者が、直接お客様にサービスを提供しており、当社からISP事業者に対してフレッツ光ネクストを提供しているわけではありません。</p>	<p>当該部分は、ISP市場を分析するに当たり、FTTH市場との相互関係を注視する必要性を記述したものであり、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高さ（74.4%）や同社のFTTHサービス契約数の伸び等を踏まえ、「〇〇 with フレッツ」等を具体的事例として挙げているものであることから、削除する必要性はないものと考えます。</p>

	<p>「〇〇 with フレッツ」サービスは、ISP事業者がフレッツ光と接続するインターネット接続サービスをお客様利便性向上の観点から受付を一元化したサービスですが、料金比較表（P45～46）に記載されているとおり、NTT東西以外のFTTH事業者も、当社と同様の形態、あるいはインターネット接続サービスを自社サービスに含めてお客様に提供しており、例示されているようなISP市場との連携は、当社の「フレッツ光ネクスト」に限ったものではなく、他のFTTH事業者も同様です。</p> <p>したがって、「近年特に、「〇〇 with フレッツ」等に見られるように、他事業者によるNTT東西のFTTHを用いたサービス提供が増加していることから、」という記述は、削除していただきたいと考えます。</p> <p>（修正案）</p> <p>メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、インターネット接続サービスは回線サービスとセットで提供されるサービスであることから、FTTH市場との相互関係についても注視していくことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
70	<p>第6章 ISP市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節. 競争状況の評価</p> <p>(3) 今後の注視事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、インターネット接続サービスは回線サービスとセットで提供されるサービスであり、近年特に、「〇〇 with フレッツ」等に見られるように、他事業者によるNTT東西のFTTHを用いたサービス提供が増加していることから、FTTH市場との相互関係についても注視していくことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社のフレッツ光はお客様が自由にISPを選択し、ISP事業者と直接契約するものであり、当社からISP事業者に対してフレッツ光を提供しているわけではありません。</li> <li>・「〇〇 with フレッツ」サービスは、ISP事業者がフレッツ光と接続するインターネット</li> </ul>	<p>当該部分は、ISP市場を分析するに当たり、FTTH市場との相互関係を注視する必要性を記述したものであり、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高さ（74.4%）や同社のFTTHサービス契約数の伸び等を踏まえ、「〇〇 with フレッツ」等を具体的事例として挙げているものであることから、削除する必要はないものと考えます。</p>

	<p>接続サービスをお客様利便性向上の観点から受付を一元化したサービスですが、NTT東西以外のFTTH事業者も、当社と同様の形態、あるいはインターネット接続サービスを自社サービスに含めてお客様に提供しており、例示されているようなISP市場との連携は、当社の「フレッツ光」に限ったものではなく、他のFTTH事業者も同様です。</p> <p>・したがって、「近年特に、「〇〇 with フレッツ」等に見られるように、他事業者によるNTT東西のFTTHを用いたサービス提供が増加していることから、」という記述は、削除していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
--	---	--

#### IV 法人向けネットワークサービス領域

頁	意見	総務省の考え方
4	<p>第2章 WANサービス市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価</p> <p>【総務省案】</p> <p>2. 複数の事業者による市場支配力</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、NTTグループの複数の事業者が、協調的寡占体制の下で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① WANサービスにおける上位3社シェア（NTT東西、NTTコミュニケーションズ及びKDDI）は11年3月末時点で77.1%、HHIが2,308と寡占的な状態にある。</p> <p>② 上位2社はともにNTT系の事業者であり、資本関係の結びつきが認められ、さらにその他のNTTグループの事業者も含めると7割近くのシェアを占めており、グループとしての総合的な事業能力が発揮される可能性がある。</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) WANサービス市場においては、法人ユーザーが自社ネットワークの構築のため、セ</p>	<p>企業グループ単位をどのような範囲で設定し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについては、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述しているとおり、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、インターネットVPNに関するご意見については、クラウドの進展等を踏まえ、分析の必要性は認識していますが、現時点においては、データ入手の困難性から対象外としています。</p>

	<p>キュリティやコストを勘案した上でサービスを自由に選択できる状況にある一方、サービスの性質上、一度特定の事業者と加入契約をしてしまうと、スイッチングコストがかかるため、事業者を変更するインセンティブが働かず、ユーザーが固定化してしまう可能性がある点に注意が必要である。このような中、WANサービス市場においては、NTTグループのシェアは高い水準を維持しており、NGNを活用したWANサービスの提供状況も含め、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について、引き続き注視する必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社およびNTTコミュニケーションズ殿はともにNTT持株会社の100%子会社であることは事実ですが、当社とNTTコミュニケーションズ殿はそれぞれ独立した企業として、自らの経営判断のもとで事業展開しており、競争評価上、「NTTグループ」として一括りにすることは妥当性を欠くものと考えます。</li> <li>・また、近年、SaaS型サービス、クラウドコンピューティングが進展し、合わせてサービスの提供事業者は多様化しており、インターネットVPNを除いたWANサービスのシェアの状況を以って支配力の存在を評価することは正確性を欠くおそれが大きいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	
14	<p><b>【総務省案】(WANサービス市場)</b></p> <p>今後の注視事項</p> <p>このような中、WANサービス市場においては、NTTグループのシェアは高い水準を維持しており、NGNを活用したWANサービスの提供状況も含め、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について、引き続き注視する必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>総務省案にも記述されているとおり、上位2社はともにNTT系の事業者であり、さらにその他のNTTグループの事業者も含めると7割近くのシェアを占めています。NTTグループとし</p>	<p>今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>ての総合的な市場支配力は、NGNが活用されたWANサービス等が提供されることにより法人サービス市場においても影響があると考えられるため、本市場に対するNTTグループの動向に注視し、現に生じている問題を具体的に分析・評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
23	<p>第3章 専用サービス市場における競争状況の分析及び評価 第2節 専用サービス市場における競争状況の評価 (1) 単独事業者による市場支配力 ①市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、専用サービス市場において、NTT東西は単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>(イ) 専用サービスの契約数のNTT東西のシェアは10年3月末時点で91.9%であり、接続専用回線を除く専用サービスの契約数のNTT東西のシェアは43.5%である。</p> <p>(ロ) NTT東西は、契約数において大きな市場シェアを占めているだけでなく、設備面でも引き続きシェアが大きい。11年3月末時点で、メタルと光ファイバ等を合わせた加入者回線数における設備シェアは86.3%、光ファイバのみを見ても77.2%、メタルのみを見ると99.9%である。</p> <p>(ハ) 競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。</p> <p>【意見】</p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、設備利用に係る各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えている事実はなく、「競争事業者がサービスを提供する際</p>	<p>競争評価においては、市場支配力について、「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採っています。</p> <p>当該部分については、市場支配力の「存在」を評価する記述であり、ご指摘のような制度、ルールの存在等を踏まえた市場支配力の「行使」の可能性について評価しているものではありません。</p> <p>なお、市場支配力の存在を評価するに当たっては、市場シェアのみならず、ボトルネック設備の保有等も勘案しているところであり、NTT東西についてはこれらの要素を総合的に判断した上で、「競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある」と評価したものです。</p>

	<p>に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。」との記述は、客観性・中立性を欠いていると考えます。</p> <p>したがって、「(ハ) 競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。」という記載は、削除していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
23	<p>第3章 専用サービス市場における競争状況の分析及び評価 第2節 専用サービス市場における競争状況の評価</p> <p>(2) 今後の注視事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>専用サービス市場の契約数はほぼ横ばいである一方、接続専用回線を除く専用サービスの減少が続いているが、現段階において、大きく競争状況を変化させる要素はないものと考えられる。</p> <p>他方、電気通信事業者が保有するダークファイバ等を他の電気通信事業者に提供する専用サービスの「接続専用回線サービス」の扱いについて、一般の企業向けに提供される専用サービスとは、サービス内容やサービスの提供対象が異なることから、分析、評価方法について検討が必要であると思われる。</p> <p>【意見】</p> <p>接続専用回線を除く専用サービス市場は減少が続いており、中継電話市場（P32）やADSL市場（P55）等と同様に、今後、さらに縮小していくことが予想されることから、それらの記述と同様に下記のとおり追記していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>専用サービス市場の契約数はほぼ横ばいであるが、接続専用回線を除く専用サービスにつ</p>	<p>専用サービス市場の競争評価の必要性に関するご指摘については、クラウドサービスが進展する中、今後の同サービス市場の在り方に関する検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>いては減少が続いており、今後、さらに市場が縮小していくことが予想されることから、将来的には本市場の競争状況を評価する必要性も含めて検討が必要である。</p> <p>他方、電気通信事業者が保有するダークファイバ等を他の電気通信事業者に提供する専用サービスの「接続専用回線サービス」の扱いについて、一般の企業向けに提供される専用サービスとは、サービス内容やサービスの提供対象が異なることから、分析、評価方法について検討が必要であると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
--	--	--

### 第3編 今後の競争評価の在り方

頁	意見	総務省の考え方
3	<p>【総務省案】</p> <p>3. 競争評価の見直しの必要性（様々な課題への対応）</p> <p>(2) 固定系のブロードバンドの中心的存在となっているFTTH市場については、インフラ整備、サービス提供の両面において利用者や通信事業者の関心が高まっており、政府としても、総務省が昨年12月に取りまとめた「「光の道」構想実現に向けて」において、未整備地域におけるインフラ整備、NTTの在り方を含めた競争政策の推進等を盛り込むとともに、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととしている。</p> <p>【意見】</p> <p>「光の道」構造実現に向けた進捗状況等の検証については、別添資料のように、本制度や競争セーフガード制度といった実績のある既存制度と連携を図ることで効果的に行うことが可能と考えます。その際、法律・経済・技術等に関する有識者、公正取引委員会、接続事業者等の参画、検証経緯の公表等により、透明性・公平性を担保することで、検証の実効性を高めることが必要と考えます。</p>	<p>個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

		【ソフトバンクグループ】
5	<p>【総務省案】</p> <p>第2章 1. 今後の定点的評価の対象（小売市場）</p> <p>（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>③ ヒアリングにおいて指摘があった携帯電話の着信等の個別具体的な案件については、一般競争法も含め現行法制の下で個別に対応するものであることを踏まえ、定点的評価においては従来どおり小売市場を対象として行うものとする。</p> <p>（4）ただし、小売市場の競争状況を分析及び評価するに当たっては、対象となる小売市場に影響を及ぼす可能性のある事業者間取引の状況について、分析及び評価の勘案要素として取り扱うことは有益であることから、可能な限り事業者間取引の状況についても把握することとする（特に、2. のFTTH市場）。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動体通信領域においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、ひいては当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が生じているところです。</li> <li>・したがって、上記のような問題が顕在化していることを踏まえ、事業者間取引（着信市場）を小売市場とは別市場として画定し、競争状況を分析・評価すべきと考えており、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」の見直しを含めた検討が必要と考えます。</li> </ul> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>競争評価は、政策の企画立案の参考として利用者向けのサービス市場を対象としています。</p> <p>ただし、P5に記述されているとおり「対象となる小売市場に影響を及ぼす可能性のある事業者間取引の状況について、分析及び評価の勘案要素として取り扱うことは有益であることから、可能な限り事業者間取引の状況についても把握する」こととしています。</p> <p>なお、「問題が顕在化している」とのご指摘については、引用案文にもあるとおり「携帯電話の着信等の個別具体的な案件については、一般競争法も含め現行法制の下で個別に対応する」ことが適当と考えています。</p>
5-10	<p>1. 市場画定の在り方</p> <p>（1）サービス市場間の相互影響の分析・評価</p> <p>■移動体通信領域において、データ通信分野を分析対象とすることについて賛同いたします。</p> <p>■加えて、以下の点を踏まえ、情報通信市場全体の競争状況をよりの確に捉えるために、マトリックス的に市場を画定する等、サービス市場間の相互影響を詳細に分析・評価することが極め</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、サービス市場間の相互影響に関するご意見については、今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

て重要と考えます。

①固定系音声通信と固定系データ通信

N T T東西の固定電話市場の市場支配力のブロードバンド市場へのレバレッジが、フレッツ光とセット販売されているひかり電話の加入促進に繋がり、結果して、加入電話とひかり電話の両方でもって、固定電話市場でのN T T東西の市場支配力を維持している等、両市場は密接に関係

②移動系音声通信と移動系データ通信

移動体通信領域において、強い市場支配力を持つモバイル事業者上位3社が、音声通信分野で保有する顧客基盤をもとに、データ通信分野の利用者を急拡大させる可能性がある等、両市場は密接に関係

③固定系データ通信と移動系データ通信

モバイルブロードバンドの通信速度は、既にA D S Lに匹敵する状況にあり、今後、更なる高速化や大幅な周波数帯の確保等により、固定ブロードバンドとの競合関係が一層強まる可能性が高い等、両市場は密接に関係

④固定系音声通信と移動系音声通信

移動体通信の通信回数・通話時間の増加とともに、固定通信の通話回数・通話時間の減少が続いている等、移動体通信サービス市場の拡大が、固定電話市場の縮小に大きく影響

■また、固定系音声通信と移動系音声通信については、法人向け・個人向けとで市場動向が大きく異なると考えられることから、両者を分けて分析・評価することも必要と考えます。

	<p>《市場間の相互影響イメージ》</p> <p>固定系</p> <p>移動系</p> <p>音声通信</p> <p>データ通信</p> <p>加入電話</p> <p>OABJ-IP 電話</p> <p>FTTH</p> <p>FTTH</p> <p>3G-LTE</p> <p>NTT東西に強い市場支配力</p> <p>上位3社に強い市場支配力</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	
5-10	<p>(2) 同一レベルでの地理的市場の画定</p> <p>■サービス市場間の相互影響の分析・評価を行ううえで、同一レベルで地理的市場を画定しておくことが肝要と考えますので、全てのサービス市場について、全国及び地域ブロック単位で画定することが適当と考えます。</p> <p>■なお、大都市と地方都市では人口や世帯数に差が大きいため、都道府県・市町村単位での競争状況でもって市場支配力の有無等を判断できるものではないと考えますので、当該単位での分析・評価の必要性は低いと考えます。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
5-10	<p>2. 分析・評価に用いる指標等</p> <p>(1) 「企業グループ」単位での分析・評価</p> <p>■以下の状況から、情報通信市場全体の競争状況を的確に捉えるうえで、「企業グループ単位」での分析・評価は必須であるため、早期に実施することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、ブロードバンド市場及び固定電話市場に影響力を拡大している</li> </ul>	<p>企業グループ単位をどのような範囲で設定し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについては、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述しているとおり、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

	<p>・ N T Tグループにおいて、指定電気通信設備制度、N T T再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にグループ内に閉じた連携・一体的活動を行っている</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	
5-10	<p>(2) M V N Oに係る取組みの状況</p> <p>■意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能な固定通信市場と異なり、少数の周波数割当て事業者しか設備競争に参入できない移動体通信市場においては、M V N Oによる競争が重要であります。</p> <p>■しかしながら、M V N Oが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、モバイル事業者と競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないため、モバイル事業者等におけるM V N Oに係る次の取組みについて、十分注視が必要と考えます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化（データ通信、音声通信等）</li> <li>・ 接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示</li> <li>・ S I Mフリー端末の拡大やソフトS I Mの導入による端末のオープン化</li> </ul> </div> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5-10	<p>(3) 光ファイバ接続料・N G N機能のアンバンドルに係る接続料の設備競争への影響</p> <p>■以下の点を踏まえ、N T T東西の光ファイバ接続料やN G N機能のアンバンドルに係る接続料水準の設備競争への影響について、詳細に分析・評価することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、P S T N・メタル中心の時代と異なり、自らアクセス回線を構築し競争しているF T T H事業者やC A T V事業者が多く存在</li> <li>・ N T T東西の光ファイバ接続料やN G N機能のアンバンドルに係る接続料の水準は、自らアクセス回線を構築し競争しているF T T H事業者やC A T V事業者の競争環境に、大きく影響</li> <li>・ 接続料設定に関して、N T T東西や接続事業者だけではなく、弊社のような自らアクセス回線を敷設しているF T T H事業者やC A T V事業者を含めた競争事業者間の公平性が担保さ</li> </ul>	<p>ご指摘の点については、第3編「今後の競争評価の在り方」P 6にも記述しているとおり、今後、幅広い要素を総合的に勘案して分析及び評価を行うこととしており、具体的な検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	れないと、設備競争を阻害  【株式会社ケイ・オプティコム】	
5-10	<p>(4) 「〇〇withフレッツ」の状況</p> <p>■以下の点を踏まえ、競争実態を的確に捉えるため、NTT東西のFTTHに占める「〇〇withフレッツ」の状況を把握・分析することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTH市場においては、ISP事業者によるISPサービスとフレッツ光のセットメニューである「〇〇withフレッツ」が販売の主流となっている</li> <li>・「〇〇withフレッツ」については、ISP事業者がお客様の前面に立って、フレッツ光を含めて販売・提供等しているため、実態的には、弊社をはじめとしたFTTH事業者やCATV事業者と競合関係にある</li> </ul> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>ご指摘の点については、第3編「今後の競争評価の在り方」P6にも記述しているとおり、今後、幅広い要素を総合的に勘案して分析及び評価を行うこととしており、具体的な検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
5-10	<p>(5) NTT東西の事業活動等に関する分析・評価</p> <p>■以下の事業活動等が、NTT東西の市場支配力を高める要因になっていることから、その是非を含めて、詳細に分析・評価することが必要と考えます。</p> <p>①「活用業務」による業務範囲拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反し、活用業務を利用して、なし崩し的に業務範囲を拡大</li> <li>・これにより、今やNTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利用したものとなっている等、NTT東西シェアの高まりの主因</li> </ul> <p>②「フレッツ・テレビ」の販売活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT西日本の販売代理店が配布しているチラシにおいて、「フレッツ・テレビは、NTT西日本の商品です」と明記されているものが、いまだ見受けられる等、放送事業に参入してはならないNTT東西が、自らが放送サービスを提供しているかのような形で、フレッツ・テレビの販売活動を展開</li> <li>・このような不適切な販売活動が、フレッツ・テレビとセットで販売されているフレッツ光の加入促進に繋がっている</li> </ul>	<p>ご指摘の点については、第3編「今後の競争評価の在り方」P6にも記述しているとおり、今後、幅広い要素を総合的に勘案して分析及び評価を行うこととしており、具体的な検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>③「光ぐっと割引」「光もっと割引」等の割引制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT西日本においては、適用期間が長期にわたる割引制度を複数設定（「光ぐっと割引」、「光もっと割引」、「フレッツ・あっと割引」）している</li> <li>・これにより、NTT東日本よりも接続料が高いにもかかわらず、NTT西日本のフレッツ光の実勢価格は、NTT東日本の通常料金と比較して大きく下回っているため、割引制度を適用した後の利用者料金が、原価を下回る競争阻害的な水準となっているおそれがある</li> <li>・また、地域毎に提供料金を変えることの合理的な理由（世帯数の多い都市部は設備の稼働率が高く、他地域に比べ提供コストが安い等）が希薄になっていると考えられるなか、静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県に限った割引制度である「光ぐっと割引」を継続しており、利用の公平の観点からも好ましくないうえ、都市部での競争に影響を与えている</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	
5-10	<p>3. 競争セーフガード制度との連携強化</p> <p>■「競争評価」と「競争セーフガード制度」との連携を強化し、「競争セーフガード制度」の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項も、分析・評価することについて、賛同いたします。</p> <p>■連携強化により、「競争評価制度」「競争セーフガード制度」両方の実効性・透明性がさらに高まり、よりの確に政策展開に反映されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p>
5	<p>第2章 今後の定点的評価の在り方 1. 今後の定点的評価の対象（小売市場）</p> <p>【総務省案】</p> <p>（4）ただし、小売市場の競争状況を分析及び評価するに当たっては、対象となる小売市場に影響を及ぼす可能性のある事業者間取引の状況について、分析及び評価の勘案要素として取り扱うことは有益であることから、可能な限り事業者間取引の状況についても把握することとする（特に、2. のFTTH市場）。</p> <p>【意見】</p> <p>事業者間取引状況の把握対象として、特にFTTH市場に言及されておりますが、各事業者</p>	<p>FTTHサービスについては、ブロードバンド市場の中心的存在となることが想定される中、光ファイバの設備シェアの77.2%（11年3月末）がNTT東西で占められていることから、可能な限りFTTH市場における事業者間取引の状況についても把握することが、今後の競争評価の分析及び評価においても必要かつ重要であると考えています。</p>

	<p>が当社設備に依存することなく、自ら光ファイバやIP網を構築してサービスを展開しており、他の市場に比べて事業者間取引が小売市場に与える影響は相対的に低いことから、敢えて当該市場に着目する必要性は乏しいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
6	<p>【総務省案】</p> <p>第2章 3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信） （略）</p> <p>（3）また、移動系のデータ通信サービスを巡っては、固定系と異なり、そのビジネスモデルがネットワークレイヤー以外のレイヤー（コンテンツ・プラットフォームや端末の上位下位レイヤー）との連携も含めて多様化しており、各レイヤー間の相互関係を把握することは、移動系のデータ通信市場の競争状況を分析及び評価するに当たって重要な勘案要素になると考えられる。</p> <p>このため、移動系のデータ通信市場の分析及び評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者ヒアリングでも申し述べたとおり、現行の競争評価制度における市場画定や競争評価手法はネットワークレイヤー主体であることから、今後の上位下位レイヤーを含めた競争のグローバル化が進展しつつある市場全体が捉えきれないといった課題があると考えているところですが、見直しにあたっては、引き続きネットワークレイヤーを主体として上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案するだけでなく、あくまでも各レイヤーを一体的に捉えた競争評価の手法の確立が必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
6	<p>第2章 今後の定点的評価の在り方 2. FTTH市場における分析及び評価の在り方</p> <p>【総務省案】</p> <p>（1）上述のとおり、FTTH市場に対する関心の高まりやNGNを利用したサービスの動</p>	<p>ブロードバンド市場の画定に関するご意見については、P7に記述しているとおり「将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについて</p>

	<p>向、政策的な重要性を踏まえ、同市場の分析及び評価を行うに当たっては、契約者数シェア、市場集中度、通信量、料金水準の推移等の量的基準を中心とした従来の指標に加え、幅広い要素を総合的に勘案して行うことが必要である。</p> <p>(2) 具体的には、例えば、都道府県別の分析、設備競争状況、NTT東西加入電話から光IP電話の移行状況、NTT東西の活用業務やNGN機能（品質保証等）によるサービス提供状況、料金体系（割引、解約違約金等）、ISP等との隣接市場との関係、事業者間取引の状況等が考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「光の道」構想では、ブロードバンド基盤はFTTHだけでなく無線ブロードバンド等を含めて整備することとされており、競争評価の今後の分析・評価においても、FTTH市場に限らず、CATV、DSL、無線ブロードバンド（BWA、LTE等）等を含めたブロードバンド市場を画定することが必要であると考えます。</p> <p>加えて、ブロードバンドを普及促進していくためには、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダといったプレイヤーが各々の役割を果たし、ICT利活用促進に貢献していくことが重要であり、市場の再画定にあたっては、通信事業者だけでなく、周辺市場を含めて画定することが必要であると考えます。</p> <p>また、分析に当たっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があると考えます。</p> <p>その際、都道府県別の分析を行うことが挙げられていますが、事業者は都道府県という単位で市場に参入するわけではないことから、競争実態を正確に把握するためには、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、その要因を分析すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>でも検討が必要」と考えています。</p> <p>なお、「周辺市場を含めて画定」、「各事業者の事業戦略や参入意欲の問題」、「市場をより細分化して把握・分析」といったご指摘については、今後の競争評価の見直しを行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
6	第2章 今後の定点的評価の在り方 2. FTTH市場における分析及び評価の在り方	超高速ブロードバンドサービスと

	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(1) 上述のとおり、F T T H市場に対する関心の高まりやN G Nを利用したサービスの動向、政策的な重要性を踏まえ、同市場の分析及び評価を行うに当たっては、契約者数シェア、市場集中度、通信量、料金水準の推移等の量的基準を中心とした従来の指標に加え、幅広い要素を総合的に勘案して行うことが必要である。</p> <p>(2) 具体的には、例えば、都道府県別の分析、設備競争状況、N T T東西加入電話から光 IP電話の移行状況、N T T東西の活用業務やN G N機能（品質保証等）によるサービス提供状況、料金体系（割引、解約違約金等）、I S P等との隣接市場との関係、事業者間取引の状況等が考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「光の道」構想を推進していくためには、F T T H市場に限らず、C A T V、D S L、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスとしての市場全体を大括りに捉えた評価が必要になると考えます。</li> <li>・その上で、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、I S P等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があります。</li> <li>・また、従来から主張しているように市場の実態把握にあたっては、定量的な側面のみならず、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めた多角的な評価が必要であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>して市場を捉えた評価が必要とのご指摘については、P 7に記述しているとおりに「将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」と考えています。</p> <p>なお、通信事業者以外の役割の検証や、事業戦略を含めた多角的な評価などが必要とのご指摘については、今後の競争評価の見直しを行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
6	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2. F T T H市場における分析及び評価の在り方</p> <p>(1) 上述のとおり、F T T H市場に対する関心の高まりやN G Nを利用したサービスの動向、政策的な重要性を踏まえ、同市場の分析及び評価を行うに当たっては、契約者数シェア、市場集中度、通信量、料金水準の推移等の量的基準を中心とした従来の指標に加え、幅広い要素を総合的に勘案して行うことが必要である。</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、事業者間取引に関するご意見については、今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>さらに、企業グループ単位をどのような範囲で設定し、どのように市場</p>

	<p>(2) 具体的には、例えば、都道府県別の分析、設備競争状況、NTT東西加入電話から光IP電話の移行状況、NTT東西の活用業務やNGN機能（品質保証等）によるサービス提供状況、料金体系（割引、解約違約金等）、ISP等との隣接市場との関係、事業者間取引の状況等が考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今後FTH市場を分析するにあたり、NGNに留意することや、事業者間取引の状況等を勘案することに賛同します。事業者間取引の状況に関しては、光配線区域の情報、コロケーション・中継ダークファイバの利用、開通に係るリードタイム等について、NTT東・西利用部門と接続事業者との間で時期や内容が同等に取扱われているかについても分析すべきと考えます。さらに、NGNの活用や、グループ会社の介在による市場支配的事業者同士の連携等NTTグループの総合的な市場支配力を分析すべきであり、来年度以降の分析において実行されることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【KDDI株式会社】</b></p>	<p>の分析及び評価に反映させるかについては、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述しているとおり、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
6	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信）</p> <p>(3) また、移動系のデータ通信サービスを巡っては、固定系と異なり、そのビジネスモデルがネットワークレイヤー以外のレイヤー（コンテンツ・プラットフォームや端末の上位下位レイヤー）との連携も含めて多様化しており、各レイヤー間の相互関係を把握することは、移動系のデータ通信市場の競争状況を分析及び評価するに当たって重要な勘案要素になると考えられる。</p> <p>このため、移動系のデータ通信市場の分析及び評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行うこととする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>これまでのネットワークプレイヤー中心の分析に加え、上下レイヤーの動向等を勘案することに関しては、幅広く市場を把握するために有意義と考えますが、特定のビジネスモデル（垂直統</p>	<p>ご指摘の点については、今後の競争評価を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>合型)のみに着目するのではなく、各モデルについてバランスよく分析していただきたいと考えます</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
6	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2章 今後の定点的評価の在り方</p> <p>3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信）</p> <p>(1) 従来の定点的評価では、固定系については固定電話領域（音声通信）とインターネット接続領域（データ通信）の2領域に区分し、個別に分析及び評価を行っている。一方、移動系については移動体通信領域（音声通信及びパケット通信）の1領域のみを分析及び評価の対象としており、移動系のデータ通信に関しては公式サイト数やパケット通信料等の指標については把握しているものの、分析及び評価は主として音声通信のみとなっている。</p> <p>(2) しかしながら、近年の無線のブロードバンド化を背景に、今後、移動系のデータ通信サービスが大きく拡大していくことが予想される中、移動体通信領域においてもデータ通信分野を分析対象として追加することが不可欠となっている（第3世代携帯電話、PHS、BWA、LTE、MVNO）。</p> <p>(3) また、移動系のデータ通信サービスを巡っては、固定系と異なり、そのビジネスモデルがネットワークレイヤー以外のレイヤー（コンテンツ・プラットフォームや端末の上位下位レイヤー）との連携も含めて多様化しており、各レイヤー間の相互関係を把握することは、移動系のデータ通信市場の競争状況を分析及び評価するに当たって重要な勘案要素になると考えられる。このため、移動系のデータ通信市場の分析及び評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行うこととする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場環境の変化に伴い、定点的評価の在り方について見直しを行うことに賛同します。特に移動体通信領域について音声通信とデータ通信を分けて部分市場とすることは、移動系のアクセス技術の更なる高速化やデバイスの多様化、上位レイヤーのサービスの多様化などを見越し、市場動向や利用者の動向を的確に把握し市場における競争状況をより正確に競争</li> </ul>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p>

	<p>評価に反映する意図であり適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
6	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2章 今後の定点的評価の在り方</p> <p>3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信）</p> <p>（5）なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定することとするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要と考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省殿案に示されている「競争評価（定点的評価）のあり方（図IV-1）」では、固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定した場合の図が示されておりますが、これは今後LTEやBWAに代表される移動系アクセス技術の高速化に伴い固定系のFTTHやCATV、ADSLといったアクセス手段が複合的に利用される将来を見通したものであり適切な認識であると考えます。</li> <li>・ 今後の検討においては、固定系と移動系のブロードバンド市場を移動系と固定系のそれぞれのサービスが相互補完関係もって複合的に利用される場合（FMC市場）と、固定系と移動系のそれぞれのサービスが完全に代替性をもって利用される場合を前提に検討が必要だと考えます。</li> <li>・ また、固定系と移動系が複合的に利用されるようなサービスについては、市場領域を跨ぐグループ化、並びに同じ市場領域であっても事業形態を跨ぐグループ化が進む傾向が顕著であるため、このようなグループ一体で提供される形態についても留意して検討が必要だと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、固定系と移動系のデータ通信市場の分析を行う当たっての具体的なご指摘については、今後の具体的な検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>第2章 今後の定点的評価の在り方 3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信）</p>	<p>固定系と移動系のデータ通信市場の分析を行う当たっての具体的なご</p>

	<p>【総務省案】</p> <p>(5) なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定することとするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス市場の画定については、事業者の視点でなく、利用者の視点から実態に即して行うことが必要と考えます。</li> <li>・スマートフォンなど高機能端末の登場以降、ユーザはより利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、利用シーンに応じて外出先では3GやWiMAX、自宅では固定ブロードバンドと連携したWi-Fi通信など、通信手段にとらわれない使い方が既に広がってきていることから、固定系および3Gを含めた移動系を大括りに捉えた市場画定が必要と考えます。</li> <li>・また、ブロードバンド市場が融合していく中で、利用可能なブロードバンドサービスが端末やOSにより限定される場合がある（例えば、iPhoneの利用はソフトバンクモバイルユーザに限られる等）との現状を踏まえると、今後の市場画定の在り方の検討にあたっては、端末レイヤや上位レイヤの競争状況、市場支配力が、ネットワークレイヤにおける競争状況に及ぼす影響について十分な検討が必要であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>指摘については、今後の具体的な検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>【総務省案】</p> <p>3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信）</p> <p>(5) なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定することとするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要と考えられる。</p>	<p>基本的には賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、企業グループ単位をどのような範囲で設定し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについては、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述しているとおり、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

	<p><b>【意見】</b></p> <p>データ通信市場に固定系と移動系のデータ通信市場を別々に画定することに異論はありませんが、将来、固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定する際には、市場支配的事業者同士によるグループ連携サービスを分析の指標に取り入れることが必須と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
7	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>4. 分析及び評価に用いる指標</p> <p>(2) この競争評価に係る指標に関しては、過去の競争評価に係る意見募集をはじめ、本年度の競争評価アドバイザリーボードが実施した事業者ヒアリングにおいても具体的な提案があった。</p> <p>例えば、事業者ヒアリングにおいては、企業グループ単位、ブランド力、通信速度、周波数帯域、事業の革新性、国際展開度等の項目が挙げられていたところである。</p> <p>(3) これらの項目については競争評価の指標として有効か否か、具体的にどのようなデータを収集し、それらをどのように市場の分析及び評価に反映させるかについてより専門的な検討が必要と考えられることから、今後の検討課題とする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今後の競争評価の分析及び評価に用いる指標として、特に市場支配的事業者同士の連携、ブランド等に着目した分析の実施について積極的に検討し、実現していただきたいと考えます。</p> <p>またあわせて、評価にあたっては、市場支配力の「存在」と「行使」の在り方について、再度考え方の整理を行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>指標に関するご意見については、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、市場支配力の「存在」と「行使」の在り方に関するご意見については、今後の競争評価の見直しを行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
7	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>4. 分析及び評価に用いる指標</p> <p>(2) この競争評価に係る指標に関しては、過去の競争評価に係る意見募集をはじめ、本年度の競争評価アドバイザリーボードが実施した事業者ヒアリングにおいても具体的な提案が</p>	<p>ご指摘の「ブランド力」については、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述したとおり、競争評価の指標として有効か否かも含め、より専門的な検討が必要と考えられるこ</p>

	<p>あった。</p> <p>例えば、事業者ヒアリングにおいては、企業グループ単位、ブランド力、通信速度、周波数帯域、事業の革新性、国際展開度等の項目が挙げられていたところである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>事業者ヒアリングにおいてあげられている、企業グループ単位、ブランド力、通信速度、周波数帯域、事業の革新性、国際展開度等の項目については、いずれも競争評価を実施する上で重要な指標であり、これらの指標も含め総合的に勘案した評価がなされるよう評価手法の見直しを早急に変更すべきと考えます。特に、NTTグループのブランド力の評価については、早急に具体的な評価方法の確立を行うべきであり、過去に民間会社が実施した評価方法等<sup>※2</sup>を参考にその具体化を図るべきと考えます。</p> <p>※2 「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」（株式会社シード・プランニング殿、2009年7月24日公表）の概要  <a href="http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html">http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html</a></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>とから、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
7	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2章 今後の定点的評価の在り方</p> <p>4. 分析及び評価に用いる指標</p> <p>(1) これまでの定点的評価における分析、評価に当たっては、基本方針でも定めているとおり、契約数、契約数における事業者の市場シェア、市場集中度等の量的基準に関する指標の他、規制の存在、市場を巡る環境、事業者の地位（不可欠設備の存在等）、参入の容易性等を用いてきたところである。</p> <p>(2) この競争評価に係る指標に関しては、過去の競争評価に係る意見募集をはじめ、本年度の競争評価アドバイザリーボードが実施した事業者ヒアリングにおいても具体的な提案があった。例えば、事業者ヒアリングにおいては、企業グループ単位、ブランド力、通信速度、周波数帯域、事業の革新性、国際展開度等の項目が挙げられていたところである。</p>	<p>ご指摘の点については、第3編「今後の競争評価の在り方」P7において「企業グループ単位」や「周波数帯域」が指標例として挙げているところであり、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

(3) これらの項目については競争評価の指標として有効か否か、具体的にどのようなデータを収集し、それらをどのように市場の分析及び評価に反映させるかについてより専門的な検討が必要と考えられることから、今後の検討課題とする。

#### 【意見】

今後の定点評価における分析評価の指標について、特に下記の点が重要であると考えます。

#### ■グループ連携による市場横断的な支配力評価に関する指標導入について

- ・ 電気通信事業分野においては、市場領域（移動体通信領域、固定電話領域、インターネット接続）を跨ぐグループ化、並びに同じ市場領域であっても事業形態を跨ぐグループ化が進む傾向が顕著であり、事実上NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループの3事業者に集約化されてきている状況です。
- ・ このような状況を勘案すると、単一市場に着目した事業者の市場支配力を測る現状の競争評価の手法だけでは、グループ全体で市場横断的なサービスを提供した場合の総合的な市場支配力を評価することは出来ないため、グループでの提供サービス、料金戦略、契約者数や収入などに着目した評価を取り入れていただきたく提案します。

#### ■周波数に関する指標導入について

- ・ 今後LTE等に代表される高速化や大容量化が促進される移動体通信市場においては、「エリア整備に有利なプラチナバンド」や「端末調達に有利な国際協調のあるバンド」、「大容量化・高速化には周波数の帯域幅」など事業者に割り当てられる周波数の質・量がそのまま事業者の競争力に直結し、より事業者の競争基盤としての重要性が高まるになっていくと考えます。しかしながら、結果的に先行事業者への周波数の割り当てに偏在が生じていることも事実であり、周波数の割り当ての偏在はMNO間の競争上の格差を生じだけではなくMVNO事業者にとっても競争力のある周波数を持つMNOに選択肢が狭まるなどMVNOの競争にも影響が生じる問題です。
- ・ したがって、移動体通信市場においては、テクノロジーの進化に伴う高速化、デバイスやサービスの多様化に伴う大容量化が進むことを踏まえて、事業者の競争力を測る指標として

	<p>「周波数に関する指標」を加えることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、競争評価で行った周波数と事業者の競争力との分析・評価結果を周波数政策にフィードバックするスキームについても併せてご検討いただきますようお願いいたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
8	<p>【総務省案】</p> <p>2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(2) (中略) しかしながら、特に、上述のとおり、政策的な重要性から幅広い視点での分析が求められている FTTH 市場については、そのネットワーク構成や機能が高度化・複雑化している中、従来以上に、FTTH市場の分析及び評価の勘案要素として事業者間取引の状況をより精緻に把握することが必要と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>上述のとおり、今後ブロードバンド市場の中心となる FTTH市場について、事業者間取引の状況をより精緻に把握することが必要であるとの考えに賛同します。その際には、光ファイバの回線数シェアが 77.2% (2010 年度末時点) を持つ NTT 東・西の企業グループ単位での取引等も合わせて分析する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、企業グループ単位をどのような範囲で設定し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについては、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述しているとおり、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
9	<p>【総務省案】</p> <p>第3章 2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略) 競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、</p> <p>競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p>【意見】</p>	<p>競争セーフガード制度の在り方に関するご意見については、現在、「情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」において検討が進められているところであり、当委員会の審議状況を踏まえつつ、対応していくこととしています。</p>

	<p>・競争セーフガード制度については、従来の指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性の確保に主眼を置いた検証だけでなく、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により携帯事業者間の相互接続料格差が拡大している現状や、ネットワークレイヤーを中心とした国内競争から、上位下位レイヤーを含めた競争のグローバル化が急速に進展する市場環境の変化を踏まえ、NTTグループ以外の事業者が公正競争環境へ与える影響についても検証を行う仕組みとすることが必要であると考えており、その上で戦略的評価との連携を図るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
9	<p>第3章 戦略的評価の在り方 2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>【総務省案】</p> <p>(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p>なお、具体的な実施方法等については、現在、情報通信審議会において、今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方について検討が行われている。</p> <p>【意見】</p> <p>「光の道」構想の促進のためには、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのか、利活用促進に必要なアプリケーションが開発・導入されたのかといった点について分析・検証を行うべきであり、まずは、こういった観点からブロードバンド市場を通信以外の周辺市場を含めて再画定することが必要であると考えます。</p> <p>また、分析に当たっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題ま</p>	<p>今後の競争評価の見直しを行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>で含め多角的に分析する必要があると考えます。</p> <p>したがって、競争評価については、一面的な分析に偏ることなく、画定した市場を中立的・客観的に分析・評価を行う仕組みを確立することが必要であり、競争セーフガード制度との連携に当たっては、各事業者の根拠に乏しい意見による個別事案の検証結果を基にして通信分野に閉じた評価・分析を行うのではなく、競争評価の中立性・客観性を確保しながら、ICT利活用促進に向けた政策に反映できる仕組みを構築することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
9	<p>第3章 戦略的評価の在り方 2. セーフガードとの連携強化</p> <p>【総務省案】</p> <p>(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いに について検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p>なお、具体的な実施方法等については、現在、情報通信審議会において、今後の市場環境の変化等を踏まえた 公正競争環境の検証・担保の在り方について検討が行われている。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「光の道」構想を推進していくためには、通信手段にとらわれない大括りでの市場評価、そして多様なプレイヤーの利活用促進に向けた役割など、多角的な評価が必要であると考えます。</li> <li>・しかしながら、これまでの競争セーフガードでは、根拠に乏しい意見をもとにした検証がなされる場合もあり、一面的な分析に偏ることが懸念されるケースがあったことも否めません。</li> </ul> <p>このような検証は、事業者としての本来正当な事業活動を萎縮させ、お客様ニーズに対応した事業展開を阻害することにつながりかねません。</p>	<p>今後の競争評価の見直しを行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>・したがって、競争セーフガードとの連携にあたっては、既存の規制によりお客様利便が阻害されていないかの検証等、総合的な視点からのICT利活用の促進に資する政策立案につながるものとする必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
9	<p>【総務省案】</p> <p>2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p>なお、具体的な実施方法等については、現在、情報通信審議会において、今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方について検討が行われている。</p> <p>【意見】</p> <p>競争評価と競争セーフガード制度との連携を強化することに賛同します。</p> <p>ただし、競争セーフガード制度の検証結果等を戦略的評価のテーマとして取り上げる際には、次の点に留意が必要と考えます。</p> <p>電気通信事業分野においては、原則自由競争とすべきですが、これまでの当社の主張や総務省のご指摘のように、NTTグループによる市場支配力は固定電話市場・F T T H市場を中心に存在しており、これらが現に濫用されていることは明らかと考えます。このため、テーマとして取り上げる際には、専ら、このように公正競争が機能していない市場について、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項を重点的に取り上げるべきと考えます。</p> <p>また、テーマを決定するにあたっては、事前に事業者への意見募集を実施していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、テーマの決定に関するご意見については、従来から透明性の確保に努めてきているところであり、引き続き適切に対応して参ります。</p>

<p>9</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>戦略的評価のテーマとして競争セーフガード制度の検証結果における注視事項等を取り上げる点について賛同します。特にNTTグループとしてのグループドミナンスの検証については重点的に実施して頂く必要があると認識しています。また、その他の注視事項等についても、外部からの情報収集・調査能力に限界がある中、立証責任を接続事業者側に負わせるといったこれまでの競争セーフガード制度の検証方法の限界を克服し、総務省殿が有する「報告及び検査」の権限を十分に活用した戦略的評価がなされることを強く希望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンクグループ】</b></p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、企業グループ単位をどのような範囲で設定し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについては、第3編「今後の競争評価の在り方」P7に記述しているとおり、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>9</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第3章 戦略的評価の在り方</p> <p>2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(1) 上記1に述べたとおり、戦略的評価は毎年度、特定のテーマに焦点を当て分析及び評価を行うものであるが、定点的評価のみでは対応できない、又は定点的評価を補完するような事項を対象とすることにより、定点的評価と相俟って、技術革新が著しく、絶えずサービスの多様化・高度化が進展している電気通信事業分野の実態の的確な把握に一定の役割を果たしてきたと考えられる。</p> <p>(2) 他方、事業者ヒアリングにおいても意見が出されたところであるが、競争評価と、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性について検証する競争セーフガード制度との連携強化についても課題となっている。</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせて頂きます。</p> <p>なお、競争セーフガード制度の目的や有効性に関するご意見については、現在、「情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」において検討が進められているところであり、当委員会の審議状況を踏まえつつ、対応していくこととしています。</p>

競争評価が事業者の各種データ等を用いて独占性の有無や市場集中度等を定量的・定性的に分析するのに対し、競争セーフガード制度が法律に基づき事業者からの意見募集を踏まえて対応するという手法の違いはあるものの、これまでも競争評価の結果と競争セーフガード制度の検証結果については可能な限り相互に活用してきたところである。

しかしながら、特に、上述のとおり、政策的な重要性から幅広い視点での分析が求められているFTTH 市場については、そのネットワーク構成や機能が高度化・複雑化している中、従来以上に、FTTH市場の分析及び評価の勘案要素として事業者間取引の状況をより精緻に把握することが必要と考えられる。

(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。

#### 【意見】

- ・ 競争セーフガード制度との連携を強化し、競争セーフガード制度の検証結果、措置・注視すべきとされた事項について戦略的評価のテーマとすることに賛同します。
- ・ また、競争評価においては、各種法制度や競争ルールが有効に機能しているか、それが市場にどのような結果として表れているか等の実態をとらえるべきと考えますので、「競争セーフガードの検証を受け、競争評価では各種法制度や競争ルールの有用性を評価する。」と記述頂くなど、制度の目的や有効性にまで踏み込んだ評価を行っていただけるよう要望します。
- ・ 2009年度競争評価アドバイザリーボード第1回（2009年12月3日開催）においても、「ある市場で有効な競争が存在しているかどうかという判断を競争評価で行うわけだから、規制がうまく機能しているかどうかについても見なければ、競争評価はできないのではないか。」「全体的にルールが機能しているかという点は重要。個々の部分については競争セーフガード制度で検証し、その検証を受けて、競争評価が全体としてシステムが動いているかを見るということだろう」と積極的な発言があり、弊社もその考えに賛同します。

以上